

第二次和歌山市子供読書活動推進計画
～「子供と本」の未来をつなぐために～

令和3年3月

和歌山市

和歌山市教育委員会

はじめに

読書には、実に様々な価値と可能性があります。乳幼児にとって、絵本との出会いは、周囲の人とのコミュニケーションを図る媒体となり、「言葉」を得る手助けとなります。本を読んでくれる人と心を通わせながら自然と言葉を知っていきます。

学齢期には、「読み、書き、話す」の学力の基礎を学び、表現力を身に付けます。多感な時期の感動的な本との出会いは、人の気持ちの機微に触れ、感性や想像力を育み、内面世界を豊かにし、その後の人間形成に大きな影響を与えます。また、多くの知識を得ることや多様な文化を理解することにより、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探求心や真理を求めめる態度を培います。

やがて、大人になった時、知識や教養を身に付け、自ら考え、自ら行動し、人生をより深く生きることができるようになるでしょう。

しかしながら、テレビやインターネット、スマートフォン等の普及は、人々の暮らしに大きく影響を与え、子供にとっても読書離れの大きな要因となっています。

和歌山市では、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成25年3月に「和歌山市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な取組を行ってきました。

令和元年度、和歌山市民図書館が新築移転し、指定管理者制度による運営が始まりました。新しい体制のもと第一次和歌山市子ども読書活動推進計画の成果と課題を検証し、ここに、第二次和歌山市子供読書活動推進計画を策定しました。

本計画に基づき、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境整備を推進し、読書の持つ計り知れない価値と可能性を和歌山市全体に普及できるよう取り組んでまいります。

目 次

第1章 策定にあたって.....	1
第1節 計画の背景	1
第2節 第一次和歌山市子ども読書活動推進計画について.....	1
第3節 計画の趣旨	2
第4節 計画の位置づけ	2
第5節 計画の期間	3
第6節 計画の対象範囲	3
第2章 第一次子ども読書活動推進計画の取組と成果.....	4
第1節 家庭における主な取組と成果	4
第2節 地域における主な取組と成果	5
第3節 幼稚園・保育所・認定こども園における主な取組と成果.....	7
第4節 学校における主な取組と成果	7
第5節 市民図書館における主な取組と成果.....	9
第6節 各関係機関・団体等の連携における主な取組と成果	10
第7節 第一次子ども読書活動推進計画の取組と成果のまとめ.....	12
第3章 第一次子ども読書活動推進計画期間後の主な課題.....	12
第1節 家庭における主な課題	12
第2節 地域における主な課題	13
第3節 幼稚園・保育所・認定こども園における主な課題.....	14
第4節 学校における主な課題	14
第5節 市民図書館における主な課題	15
第6節 各関係機関・団体等の連携における主な課題	15
第4章 基本方針.....	16

第5章 子供の読書活動推進のための具体的方策	17
第1節 子供の読書活動の現況	17
第2節 家庭における子供の読書活動の推進.....	19
第3節 地域における子供の読書活動の推進.....	20
第4節 幼稚園・保育所・認定こども園における子供読書活動の推進.....	21
第5節 学校における子供読書活動の推進	21
第6節 市民図書館における子供の読書活動の推進.....	24
第7節 各関係機関・団体等の連携における子供読書活動の推進.....	27
第6章 計画の推進体制.....	30
アンケート・資料編.....	31

第1章 策定にあたって

第1節 計画の背景

現代社会において、テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及による生活環境の変化は、幼児期からの読書習慣に大きく影響を及ぼし、「読書離れ」が深刻な問題となってきています。国は、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」との基本理念に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）を平成13年に公布、施行しました。

推進法第9条第2項で、「当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」と規定し、第10条第2項では、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、4月23日を子ども読書の日と定めています。

また、推進法第8条に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、平成20年に第二次基本計画、平成25年に第三次基本計画、平成30年には第四次基本計画を策定しています。

第四次基本計画の中では、市町村の役割として、教育委員会のみならず福祉部局等が連携し、学校、図書館、民間団体等関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われる体制を整備するとともに、子供の読書活動推進のための基本的方針と具体的方策を示しています。

第2節 第一次和歌山市子ども読書活動推進計画について

和歌山市においても、国の推進法に基づき、平成25年3月に「和歌山市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

第一次計画に先立ち行ったアンケート（平成24年7月）では、和歌山市の児童生徒の1カ月に1冊も本を読まない不読率は、小学校2年生6.4%、小学校5年生15.9%、中学校2年生52.4%と年齢があがるにつれ高く乳幼児に対して1週間のうちにほとんど本を読まないという保護者は、18.4%という調査結果が得られました。

そこで、第一次計画では、乳幼児や児童生徒の不読者に対して働きかけ、読書指導にいつそう力を入れるため、基本方針を「きっかけづくり、本との出会いの創出」、「家庭・地域における読書活動の推進」、「学校等における読書活動の推進」、「図書館における読書活動の推進」、「各関係機関が連携した読書活動の推進」と掲げ、子供読書活動の推進に取り組んできました。

第3節 計画の趣旨

第一次計画における取組と成果を検証するため、平成29年度に和歌山市子ども読書活動推進委員会を設置しました。令和元年度に市民図書館が新築移転し、図書館の管理運営については、指定管理者制度を導入しました。令和2年6月にグランドオープンした市民図書館の変化と実績を踏まえた上で、この度、第二次和歌山市子供読書活動推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、第一次計画期間における成果と課題を検証し、情勢の変化と実績を踏まえた上で、より効果的で具体的な方策を総合的かつ体系的に進めることを目的としています。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、推進法第9条第2項の規定に基づき策定します。

「第5次和歌山市長期総合計画」（平成29年3月）の中で、「社会を生き抜く子供たちの学力の育成」の取組の一つとして、児童生徒の読書活動を推進することが挙げられています。

「第2次和歌山市教育振興基本計画」（平成31年3月）の中においては、「学校図書館の充実」、「市民図書館の整備・充実」という具体的取組を定めています。

また、「第3次和歌山市生涯学習基本構想及び和歌山市生涯学習基本計画」（平成30年10月）の中では「市民図書館の充実」を「多様な個性を尊重し、ともに育て合う社会づくり」のための個別施策の一つとしています。

一方、小学校学習指導要領（平成29年3月告示）に、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が規定され、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）においても、「各教科等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること」とあわせて「読書活動を充実すること」を規定し、具体的

には「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、授業改善に生かす」と定められています。

同様に、幼稚園教育要領（平成29年3月告示）でも、言葉に対する感覚や表現する力を養うために「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像をする楽しさを味わう」と定められています。

本計画は、これらの計画や要領における個別の目標実現につながる計画としても位置付けられます。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から概ね5年間とします。

なお、必要に応じて施策等を見直し、追加や修正を行います。

第6節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、和歌山市に在住・在学の概ね18歳までの子供とします。

また、対象となる子供の保護者、教職員等、子供の読書活動推進に関わるボランティア、行政関係者等も対象とします。

第2章 第一次子ども読書活動推進計画の取組と成果

第1節 家庭における主な取組と成果

1 読書活動推進事業「うちどく※」のすすめ

毎月第1土曜日を「うちどく」の日と設定し、幼稚園・小学校・中学校の各家庭に読書記録用の「うちどくノート」を配布しました。

平成24年5月からスタートしたこの事業は、家庭でのコミュニケーション向上の一助となり子供の読書の機会を拡大しました。

2 子育てひろば・地域子育て支援センター・つどいの広場における絵本の読み聞かせ

地域子育て支援センター・つどいの広場において随時読み聞かせを実施し、平成27年度からは、子育てひろばでも大型絵本の読み聞かせを実演し、家庭における読書を推進するための意識啓発を行いました。

3 つれもて子育て応援サイト（メール配信）

つれもて子育て応援サイトに登録した乳幼児の保護者に対し、平成25年度から平成27年度までそれぞれ年1、2回推薦図書情報の配信を行い、図書情報の伝達に貢献しました。

4 家庭における子ども読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園では、年間を通じて、親子の絆を深める絵本の読み聞かせの大切さや発達段階に応じた絵本の選び方、取扱い方等について保護者に伝え、読書活動の啓発を実施しました。これにより親子の会話が広がり、親子で空想の世界やイメージを共有して楽しめる家庭が増えました。

※「うちどく」とは子供を育てる世代の家庭で、本を中心に子供と一緒に読書する時間をもつ取組を「おうちで読書」、略して「うちどく」といいます。

5 10か月児健康診査時の読み聞かせ

10か月児健康診査の機会に絵本の読み聞かせを継続的に実施しました。家庭での読み聞かせのきっかけ作りとなりました。

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
保護者参加割合	70.0%	67.0%	69.0%	52.0%	61.0%

6 絵本の読み聞かせ普及啓発の強化

乳幼児健診対象者全員に、年齢に合わせた読み聞かせの啓発チラシを作成し送付しました。また、マタニティサークル、育児支援事業、2歳6か月歯科健診の機会においても、チラシを配布し、絵本の読み聞かせの普及啓発を推進しました。

第2節 地域における主な取組と成果

1 コミュニティセンター図書室における図書室充実事業

リクエスト本の購入などニーズ動向を捉えた図書購入を行うとともに、ヤングアダルト*向けの図書の充実を図りました。蔵書数は年々増加しています。

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
蔵書数	177,930冊	183,193冊	186,409冊	189,788冊	191,029冊

2 コミュニティセンター図書室周知事業

コミュニティセンター図書室を周知するため、市報やホームページに掲載するとともに、周辺幼稚園・小中学校・保健センターへの広報に努めました。現在、市民図書館や西分館との相互利用も含めて周知され、コミュニティセンター5館の貸出人数及び貸出冊数は、市民図書館と同等になるほど増加しています。

*ヤングアダルトとは、中高生を中心とする13歳から概ね19歳で「子供と大人の間の世代」「子供でも大人でもない世代」を意味します。この年代は心の揺れ動きがもっとも激しい時期で読書が一番必要なときといえます。

3 コミュニティセンター読み聞かせ事業拡充

コミュニティセンター図書室における読み聞かせの告知の拡充を行い、読み聞かせ用大型絵本の充実を図るなど新規参加者の確保に努めました。実施回数を増やし、参加者は当初の1.5倍以上増加しました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
開催回数	72 回	84 回	92 回	84 回	84 回
参加者数	748 人	994 人	1,378 人	1,479 人	1,153 人

4 若竹学級※公立図書館活用事業

団体貸出制度や移動図書館など、有効に公立図書館を利用しているケースを若竹学級指導者に紹介し、学童保育における魅力的な読書環境の提供を推進しました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利用学級数	7 学級	7 学級	7 学級	39 学級	40 学級

5 未就園児への読み聞かせ絵本の貸出し

幼稚園、保育所等で、未就園児の発達段階に応じた図書の案内をしました。子供の喜ぶ姿に保護者も絵本の力を感じ、絵本に興味をもちだした保護者が増えました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
貸出実施園数	2 園	2 園	2 園	3 園	7 園

6 児童館における読書環境の充実

各児童館において推薦図書を紹介するなどの図書スペースを確保し、雰囲気づくりを工夫して子供の読書意欲の促進に努めました。

※若竹学級とは、和歌山市が実施する放課後健全育成事業（学童保育）です。

第3節 幼稚園・保育所・認定こども園における主な取組と成果

1 絵本の読み聞かせ

すべての幼稚園や保育所、認定こども園において、職員や保護者またはボランティアによる読み聞かせ等を実施し、絵本に親しむ機会を設けました。好きな絵本を繰り返し読んでもらうことで、友達とイメージの世界を共有し、遊びを考え楽しむなど子供の創造力の醸成につながりました。

2 絵本の貸出

すべての幼稚園や保育所、認定こども園では、子供の発達段階に応じた図書を家庭に貸出しました。子供が楽しんで絵本を選び、家庭での読み聞かせを喜んでいる、保護者が読み聞かせの大切さに気づくなど効果のあった事例が報告されています。

第4節 学校における主な取組と成果

1 読書活動推進事業「うちどく」のすすめ

毎月第1土曜日を「うちどく」の日と設定し、その普及に努めました。うちどくノートを配布する、うちどく図書を購入する、広報チラシを配布する、推進モデル校を指定するなど家庭と連携しながらうちどく事業を推進しました。うちどくノートを配布することで読書への意識が向上しました。

2 読書タイムの充実

小中学校で朝や昼に10分から15分程度の読書タイムを設定し、全校一斉の読書に取り組みました。子供と一緒に先生も読書し雰囲気づくりを行うことで、読書に親しむ子供が増加傾向にあります。

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
実施小学校	84.9%		83.0%		94.3%
実施中学校	50.0%		44.4%		77.8%

3 学校図書館全体計画の策定

各学校において、学校図書館全体計画を策定し、子供読書活動の推進を図りました。これにより、学校図書館の利用が少しずつ増えてきています。

4 必読書、推薦図書コーナーの設置

各学校において、おすすめの図書を掲示し、子供が自ら手に取りやすい環境を作りました。これにより読書の啓発につながっています。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施小学校	50.9%		84.9%		94.3%
実施中学校	33.0%		88.8%		100.0%

5 目標読書量の設定

発達に応じて、目標とする読書量を設定し、子供の読書意欲の向上につながりました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施小学校	13.0%		32.1%		56.6%
実施中学校	0%		16.6%		27.7%

6 学校図書館に関する広報活動の実施

各学校において学校図書館だよりを計画的継続的に発行しました。家庭にも読書の啓発を行うことで、読書意欲の向上につながりました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施小学校			30.2%		60.3%
実施中学校			83.3%		94.4%

7 読書感想文コンクールの実施及び優秀作品集の発行

読書の励みとして、小中学校児童生徒を対象に読書感想文コンクールを実施し、優秀作品集の発行を行いました。自分の感想を書くことで、読み深めることにつながりました。

8 特別非常勤講師配置事業

小学校において、読み聞かせの専門家やグループを招き読書の楽しさを伝えました。専門的な知識や技術を有する外部人材を学校教育に活用することによって、学校教育の多様化への対応や読書活動の推進に寄与できました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
特別非常勤講師による 読書活動時間	27 時間	42 時間	55 時間	48 時間	53 時間

第 5 節 市民図書館における主な取組と成果

1 児童書の充実

児童書の新刊本を計画的に購入し、児童書の充実を図りました。また、平成 29 年 5 月に開館した西分館は、地域子育て支援拠点施設や保健センターとの併設という環境を生かし、児童書や子育て本に重点を置きました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
児童書冊数	12.6 万冊	12.6 万冊	12.8 万冊	13.0 万冊	14.7 万冊

※平成 29 年度から西分館児童書冊数を含む

2 図書情報の発信

(1) 「この本おもしろいでえ」

市民図書館では、児童室内に司書が選書した小学生向けのおすすめ本を集めた「この本おもしろいでえ」のコーナーを設け、その利用に供しました。

また、「この本おもしろいでえ」を製本化し、平成 26 年 4 月に 500 部、平成 30 年 4 月に「この本おもしろいでえベスト版」を 1,000 部配布しました。未就学児とその保護者に向けおすすめ本を紹介した「えほん日和」も平成 29 年 3 月に 300 部配布しました。

(2) 児童室のテーマ展示

季節ごとにテーマを決め、子供の目にとまるように装飾したり、ポップを掲げたりするなど工夫をこらしておすすめ本や新刊本の展示を行いました。

3 子供向けのイベントの開催

(1) おはなし会の開催

絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居等を定期的に行いました。おはなし会をきっかけにして乳幼児を連れた利用者が増え、保護者同士の交流の場にもなりました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
開催回数	18 回	48 回	65 回	69 回	171 回

(2) 昔話の伝承

ボランティア団体「和歌山おはなしの会 語りの森」が昔話などを子供に伝える行事を継続的に行いました。手遊び等の楽しい会で図書館に親しんでもらえるように努めました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
参加人数	206 人	168 人	321 人	189 人	379 人

(3) 子どもビデオシアター

図書館への来館を促し、利用につながるように毎月1回子供向け映画の上映を行いました。映画の関連本を展示することで利用が促進されました。

(4) 親と子のおりがみ教室

図書館利用のきっかけ作りとして、毎月1回ボランティアの講師を招いておりがみ教室を開催しました。おりがみ教室の帰りに子供が児童室で本を借りて帰るなど、読書に親しむ機会をつくりました。

第6節 各関係機関・団体等の連携における主な取組と成果

1 団体貸出用図書の利用の充実

市民図書館では、当初は小学生向けの本ばかりでしたが、乳幼児向けの絵本を多く収集することで利用団体の拡大をはかり、利用の充実につながりました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
利用団体数	16 団体	22 団体	31 団体	35 団体	28 団体

2 出前講座

市民図書館の司書が、学童保育や小学校に出向き、読み聞かせを行いました。子供が本の楽しさに触れることで、本との出会いの機会を創出しました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施回数	22 回	21 回	14 回	14 回	14 回

3 市民図書館見学の受入れ

市民図書館では、小学校からの見学を受け入れ、市民図書館を利用する機会の拡大に努めました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
受入校	4 校	4 校	3 校	2 校	6 校

4 市民図書館職場体験の受入れ

市民図書館では、中学生の職場体験を受入れ、貸出・返却業務だけでなく、調べ学習や読み聞かせ研修、ポップ作りなどより広い図書館業務を体験することで図書館に親しむ機会を作りました。

5 移動図書館の充実

地域に応じて移動図書館の蔵書構成を工夫し、図書の充実を図りながら、図書館・図書室に遠く自分で行けない子供達に、本を選ぶ楽しさと読書の機会を提供してきました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
ステーション数	36 カ所	36 カ所	36 カ所	36 カ所	34 カ所

6 図書館ネットワーク事業

市民図書館とコミュニティセンター図書室は、図書等の相互利用ができるようにネットワーク化しています。

また、定期的な連絡会議を開催し、蔵書構成や新刊本購入の方針を協議するなど情報共有と連携を深めています。このことにより、更なる利便性とサービスの向上を図ってきました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
会議開催回数	12 回	12 回	12 回	16 回	20 回

7 コミュニティセンター図書室拠点増強事業

和歌山市河西部の図書室空白地域の解消のために平成 29 年 5 月、市民図書館西分館が開館しました。

また、西保健センターや地域子育て支援拠点施設との併設という環境を生かし、子育て本や児童書に重点を置いた蔵書構成とし、子供達の読書環境の充実に努めました。

8 市民図書館・コミュニティセンターにおけるボランティア団体との協働

市民図書館とコミュニティセンターでは、地域や民間のボランティアの協力を得て、読み聞かせ、おはなし会、音楽会、リトミックなど定期的を開催し、図書館等の利用につなげました。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
市民図書館 (団体数)	3 団体	7 団体	10 団体	9 団体	12 団体
コミュニティセンター 6 館合計 (団体数)	4 団体	4 団体	4 団体	4 団体	4 団体

9 学校図書館におけるボランティアとの協働

司書の配置がない学校図書館では、保護者やボランティアが読み聞かせを行い、本の整理や学校図書館の整備を行ったりするなど子供の読書活動の推進に貢献しています。学校では、地域や保護者に積極的に働きかけを行い、ボランティアの活用を図りました。

第7節 第一次子ども読書活動推進計画の取組と成果のまとめ

第一次計画の期間終了年（平成29年度）に、和歌山市内の小学5年生約3,000人、中学2年生約3,600人、高校2年生約3,000人とその保護者約7,700人と各学校図書館を対象として読書活動状況についてアンケート調査を実施しました。

それによると、「読書がとても好き」「わりと好き」と回答した児童生徒の割合は、平成24年度調査と比較して、小学5年生が64.0%から70.9%へ、中学2年生が41.4%から59.0%へと増加していました。

また、本を全く読まないという小学5年生は15.9%から13.6%に、中学2年生は52.4%から43.9%に減少し、不読率は下がりました。

これらのことは、第一次計画に基づく取組が、読書のきっかけづくり、本との出会いの創出、読書環境の整備等に寄与し、子供の読書活動の推進に一定の成果をあげたものと思われまます。

第3章 第一次子ども読書活動推進計画期間後の主な課題

第1節 家庭における主な課題

1 家庭での読み聞かせの機会の拡大

和歌山市では、市民図書館、幼稚園や保育所、子育てひろばや地域子育て支援拠点施設など様々な場所において、絵本の読み聞かせを実施してきました。

また、幼稚園・保育所・認定こども園では、家庭に対し絵本の貸出しも行っています。

しかし、インターネット等の情報メディアの影響で、家庭における読み聞かせは十分に浸透しているとはいえません。

家庭での読み聞かせの機会がさらに拡大し浸透するためには、各機関と家庭の連携が必要であり、今後も取組を継続していく必要があります。

2 図書選定の情報の不足

読み聞かせは0歳の赤ちゃんに対しても行うことができます。子供は成長が著しく、発達段階に応じた図書の選定が必要です。

図書館等では、定期的におはなし会を実施することで、保護者が子供のために選ぶ図書の情報に容易に触れることができるような環境作りを推進していく必要があります。

3 読書の大切さや意義の普及

幼稚園・保育所・認定こども園では、保護者に対し、発達段階に応じた本の選び方、取扱い方を伝えるとともに、絵本を通じた親子のふれあいとコミュニケーションの大切さを伝えています。また、乳幼児健診の機会には、家庭での読み聞かせの意識を啓発するためにチラシを配布しています。

様々な機会に、読書の大切さや意義を普及・啓発していくことはこれからの重要な課題です。

第2節 地域における主な課題

1 図書館、図書室空白地域の解消

現在、和歌山市南部の図書室空白地域に向けた事業計画が進んでおり、子供の読書環境の充実に向けた取組を進めていくことが課題です。

2 児童館における読書環境整備の充実

児童館に訪れる子供の読書意欲を高めるため、図書スペースを確保し、読書環境を整備してきました。

他機関との協力・連携を得て、子供の読書意欲の向上を図るために、読書に興味を持つ環境整備を今後も行っていくことが課題です。

第3節 幼稚園・保育所・認定こども園における主な課題

1 絵本等の充実

幼稚園・保育所・認定こども園においては、子供の手に取りやすい場所に、子供の興味を惹く絵本等を十分に備え、読書環境を整えることが何よりも重要な課題といえます。市民図書館の団体貸出制度等を活用するなど、引き続き絵本等の充実を図っていくことが必要です。

2 技量の向上

幼稚園・保育所・認定こども園においては、これまでも、教員や保護者、ボランティア等によって絵本の読み聞かせが行われており、子供が読書と出会う機会を作ってきました。

今後も、子供が読書に興味を持つことができるように、読み手の技量の向上を図っていくことが課題です。

第4節 学校における主な課題

1 学校図書館の利用の推進

市内の多くの小中学校では、全校一斉の読書タイムを設ける、ブックトークを学習活動の中へ位置付ける、目標読書量を設定する、読書感想文コンクールを実施し、優秀作品集を発行するなど、子供の読書が習慣化するように取り組んできました。

しかし、学習活動の中だけでは時間の確保に限界があります。文部科学省は、小学校学習指導要領（平成29年告示）や中学校学習指導要領（平成29年告示）で読書活動の充実を規定し、学校図書館の計画的な利用とその機能の活用を図るため、学校図書館図書整備等5か年計画（平成29年4月）を策定し、その実施を推進しているところです。

2 学校図書館の蔵書の整備・充実

文部科学省が定める学校図書館図書標準（平成5年3月）を目標として、学校図書館図書廃棄規準（平成5年1月全国学校図書館協議会）を参考に古い図書の整理を進めながら、財源の不足に対しては、市民図書館の団体貸出制度等を活用するなど、子供にとって魅力ある図書を十分に整備・充実することは今後の大きな課題です。

3 学校図書館の適切な人員配置

司書教諭や学校司書は、図書の選択、収集、提供、読み聞かせ等の企画や実施、さらに図書館広報の発行、図書情報の整理やデータベース化、推薦図書等の展示、居心地のいい読書環境の整備等、子供の読書活動の推進における重要な役割を担います。

司書教諭は、12学級以上の学級を有する公立小・中学校等に配置されていますが、他の校務との関係等から事実上本来の役割を果たすことができない現状があります。

また司書教諭をサポートする役割を担う学校司書の配置は、3人とどまっており、複数の小・中学校の学校司書として兼務しています。保護者やボランティアが子供の読書活動を支援している学校もあります。

今後も司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立に努めるとともに、学校司書の適切な配置の実現に努めていきます。

第5節 市民図書館における主な課題

1 ヤングアダルト向けの読書環境の整備

平成29年度に行ったアンケート結果から子供の読書率を見ても、小学5年生73.4%、中学2年生52.5%、高校2年生31.3%と年代が高くなるにつれ、読書離れの傾向がみられます。

旧市民図書館では一般開架室、児童室ともにスペース不足でしたが、令和元年度に新築移転した新市民図書館では、ヤングアダルト向けの図書コーナーを充実するなど、10代の利用者の増加につなげていきます。

2 新規利用者の拡大

市民図書館では、子供に向けたおはなし会や映画会等様々な行事を開催し、来館のきっかけ作りを行っています。しかし、行事内容や時期によっては、リピーターがほとんどを占める場合もあります。

市民図書館では、行事を工夫しながら、新規利用者の増加につながるような取組が課題です。

第6節 各関係機関・団体等の連携における主な課題

1 団体貸出制度の充実と活用の推進

市民図書館では、幼稚園や学校、若竹学級などの団体に向けて、1年間500冊を上限とした本の団体貸出を行っています。

しかし、蔵書は十分とはいえないため、今後、団体貸出用図書の充実を図ります。また団体貸出の利用を促進するために、学校や地域に向けたさらなる周知に努めます。

2 ボランティアの人材確保と育成

現在、市民図書館では7団体のボランティアの協力を得て多様な行事を開催しています。コミュニティセンター図書室においても、ボランティアの協力を得ています。

また、一部の学校図書館でも、保護者やボランティアが図書室の整備や読み聞かせ会を実施するなど子供の読書活動を推進しています。

今後、より多くのボランティアの人材確保に努めるとともに、活動を支援するために、ボランティア研修の機会を提供していく必要があります。

第4章 基本方針

本計画は、次の3つの方針に基づき子供の読書活動の推進に取り組むこととします。

1 子供の自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子供は読解力、創造力、思考力、表現力その他の生きていくための基礎的な能力を培い、自ら学ぶ楽しさや新たに知ることの喜びを体験し、真理を探究する態度や多様な文化を理解することができるようになります。

そのため、子供が自ら読書に親しみ、読書習慣を獲得していけるように、子供の興味や関心を尊重しながら、読書活動の推進を図ります。

2 家庭・地域、図書館、学校等を通じたネットワークづくりの推進

子供の自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域、図書館、学校等が連携し、相互に協力しなければなりません。

子供が読書習慣を身に付けるまで、そして読書習慣が身に付いてからも子供の成長に合わせた読書活動ができるように、家庭・地域、図書館、学校等のネットワークづくりを推進します。

3 子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備

生涯にわたる読書習慣の基礎をつくるには、子供の発達段階に応じて読書体験を深めることができるような機会を提供するとともに、環境づくりに努めることが必要です。

そのため、家庭・地域、図書館、学校等において子供が読書に親しむ機会の充実が必要であり、施設、設備その他の環境整備に努めます。

第5章 子供の読書活動推進のための具体的方策

第1節 子供の読書活動の現況

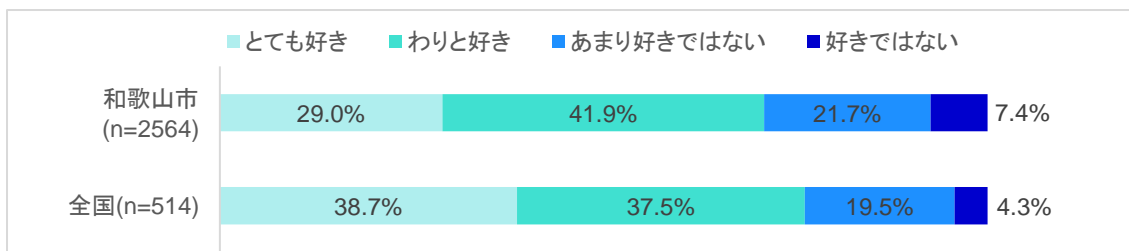
アンケートにおいて、「読書がとても好き」と「わりと好き」とした割合は、小学5年生で70.9%、中学2年生で59.0%、高校2年生で56.3%でした。文部科学省が平成28年に行った「地域における読書活動推進のための体制整備に関する調査研究報告書」では、小学5年生で76.2%、中学2年生で70.5%、高校生で65.5%という結果がでています。本市においては、年齢が上がるにつれて、全国の結果を下回る傾向にあります。

また、1日あたりの読書時間（学校がある日）は、「まったく読まない」と「30分未満」を合わせた割合が、本市では小学5年生が71.4%（全国55.3%）、中学2年生78.3%（全国60.4%）、高校2年生が88.0%（全国87.3%）でした。年齢が上がるにつれて1日の読書時間が減少する傾向は全国的なもので、本市でも同様の傾向が見られますが、本市の小中学校においては、全国と比較しても特に高いことが注視すべき点です。

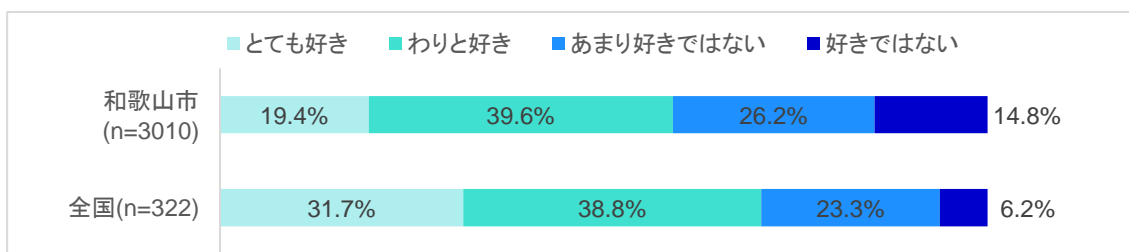
【読書が好きかについての意識】

小学5年生

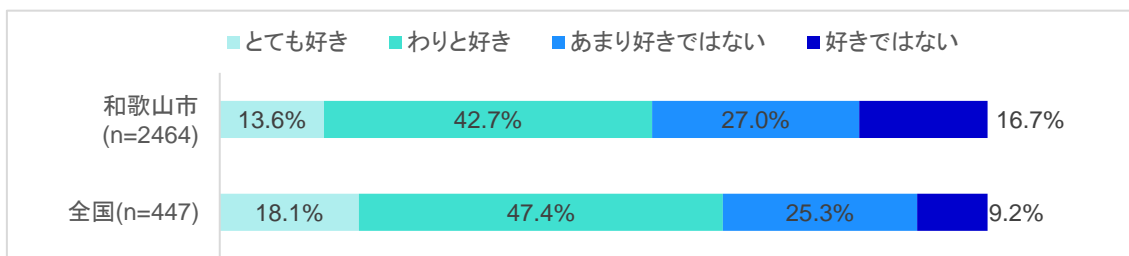
※n=有効回答数



中学2年生

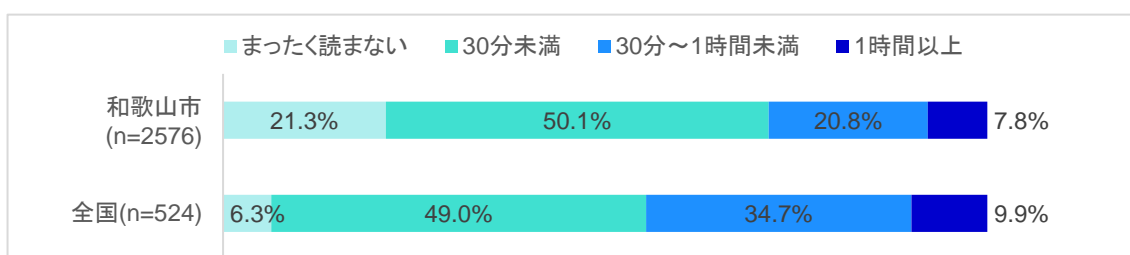


高校2年生

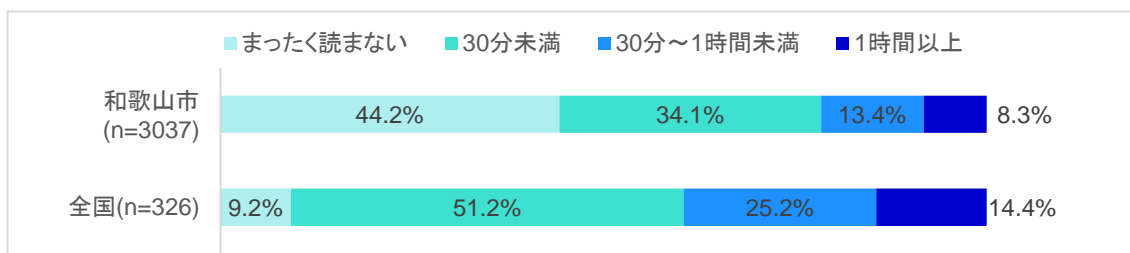


【1日あたりの読書時間（学校がある日）】

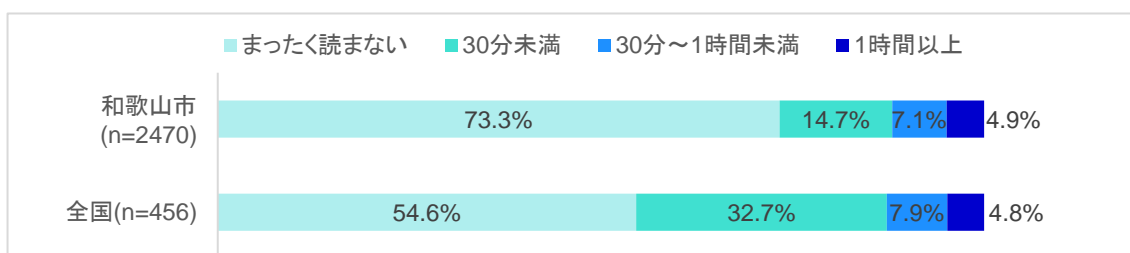
小学5年生



中学2年生



高校2年生



※ 和歌山市：「和歌山市子供読書活動推進計画アンケート調査」（平成30年1月）
 全国：「地域における読書活動推進のための体制整備に関する調査研究報告書」（平成28年3月）

「読書離れ」は、子供に限ったことではなく、すべての世代で増加しているといわれています。これは、インターネットの普及や書店の減少で、本と接する機会が減少していることが要因のひとつと考えられますが、特に子供の場合は、年齢が上がるにつれて、学業

や生活範囲の拡大に伴い、じっくりと本と向き合うことが難しくなっているのではと考えられます。

読書の面白さは、言葉にできなかった複雑な感情や感覚が、言葉によって明確に描写されたものに接することで実感されます。

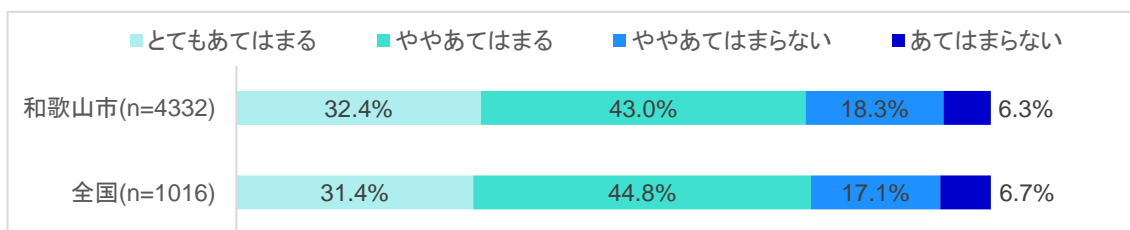
現代社会においては、従来の書物からの情報量と比較し、情報機器の発達により多くの様々な情報を素早く取得することができます。このような情報過多ともいえる中において、情報を吟味し、よりよく生きていくための知恵を獲得するためには、本と出会い、じっくりと向き合う主体的な読書習慣を子供の時期から形成することが必要です。

第2節 家庭における子供の読書活動の推進

子供の読書習慣は、乳幼児期を通じ、日常の家庭生活が出发点となって形作られます。乳幼児期の親子のふれあいや様々な体験、特に乳幼児期の絵本の読み聞かせにより、子供は物語のイメージを頭の中にふくらませることで、言葉を理解していきます。

今回の保護者アンケート調査で、就学前の子供に絵本の読み聞かせをした家庭は、「とてもあてはまる」と「ややあてはまる」を合わせて75.4%（国のアンケート76.2%）で、絵本の読み聞かせの大切さが概ね理解されているといえますが、さらに理解を広めることが必要です。

【就学前の子供に読み聞かせをした】



(1) 保健センターにおける読み聞かせの実施 【継続】

未就学児の保護者に対して家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、保健センターでの10か月児健康診査の機会に読み聞かせを実施します。

保護者参加割合	現状		目標
	H30年度	R元年度	70%
	57%	51%	

(2) 保健センターにおける家庭への読み聞かせの普及啓発 【継続】

保健センターでは、年齢（月齢）に合わせた読み聞かせ啓発チラシを作成し、乳幼児健診、マタニティサークル、育児支援事業、2歳6か月児歯科健診の機会に配布するとともに、市民図書館の利用案内を配布し、保護者への働きかけ支援の充実に努めます。

(3) 子育てひろば等における家庭での読み聞かせの普及啓発【継続】

子育てひろばや地域子育て支援拠点施設では、家庭での読み聞かせの大切さを啓発するために、子供の成長に合わせた絵本の読み聞かせを実施します。

(4) 幼稚園・保育所・認定こども園における家庭での読み聞かせの普及啓発【継続】

幼稚園・保育所・認定こども園では、家庭での読書活動を推進するために、読み聞かせの大切さ、発達段階に応じた本の選び方や取扱い方などの案内を行っていきます。

(5) 親と子の読書活動推進【継続】

幼稚園・保育所・認定こども園では、親と子で絵本などを気軽に読める読書スペースの環境を整え、読書活動推進に努めます。

第3節 地域における子供の読書活動の推進

1 コミュニティセンター図書室における子供の読書活動の推進

コミュニティセンター図書室では、市民図書館と図書や資料の相互利用を行っていますが、平成30年度に設置した南コミュニティセンターに図書室の導入を検討するとともに、各コミュニティセンター図書室と市民図書館との更なる連携を進め、多様化するニーズに対応できるよう取り組みます。

(1) コミュニティセンター図書室の蔵書の充実等【継続】

コミュニティセンター図書室の蔵書の充実を図るとともに、市民図書館とネットワークを形成し、相互の図書の流通により子供の読書活動を推進します。

コミュニティセンター図書室の 蔵書数	現状		目標
	H30年度	R元年度	22万冊
	193,327冊	196,466冊	

(2) コミュニティセンター図書室における読み聞かせ【継続】

読み聞かせ資料を充実し、引き続き参加者の確保を図るように努めます。

読み聞かせ参加人数	現状		目標
	H30年度	R元年度	1,500人
	106回 983人	103回 987人	

2 児童館、若竹学級等における子供の読書活動の推進

児童館や若竹学級は子供の情操を高める活動や放課後活動を支えます。その活動の中で読書への意欲を高めるために、子供が興味や関心のある図書の展示や推薦図書の紹介に努めます。

第4節 幼稚園・保育所・認定こども園における子供読書活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園では、子供が本に親しむことのできる環境づくりを行い、日常的に絵本や物語等に親しむことができる活動を行います。

1 幼稚園・保育所・認定こども園における読書の環境づくり

(1) 絵本の読み聞かせ【継続】

職員や保護者またはボランティアによる絵本の読み聞かせを実施し、絵本の充実、読み聞かせ技量の向上に努めます。

(2) 絵本の貸出 【継続】

幼稚園・保育所・認定こども園では、子供の発達段階に応じた図書の充実に努め、貸出を実施していきます。

(3) 未就園児に対する支援 【継続】

幼稚園・保育所・認定こども園では、親子の絆を深め、絵本に親しむきっかけをつくるために、未就園児が自由に閲覧できるような環境整備に努め、家庭での読書活動を支援します。

絵本コーナー設置 実施園数	現状		目標
	H30年度	R元年度	7園
	5園	5園	

第5節 学校における子供読書活動の推進

子供の読書習慣を形成していく上で学校の果たす役割は極めて大きなものです。

子供が生涯にわたって読書に親しむ習慣をつくるためには、子供が自由に読書を楽しむ、読書の幅を広げていくことが必要です。

そのため、学校においては、すべての児童生徒に対してその発達段階に応じた体系的な読書指導・支援を行う必要があり、積極的な読書活動の推進に取り組みます。

1 読書指導の充実と読書習慣の形成

(1) 読書時間の確保 【継続】

1日の中で10分から15分程度の読書時間の確保に努めます。

	現状		目標
	H30年度	R元年度	
実施小学校	92.3%	90.4%	100%
実施中学校	63.2%	57.9%	

(2) 読書目標の設定推進 【継続】

発達段階に応じて読書目標や読書量を設定し、児童生徒の読書意欲向上を図ります。

	現状		目標
	H30年度	R元年度	
実施小学校	23.1%	21.2%	70%
実施中学校	10.5%	5.3%	50%

(3) 読書感想文コンクールへの応募及び優秀作品集等の作成 【継続】

読書習慣と考える力を養うため読書感想文コンクール等への応募を推進していきます。

また、優秀作品集等を作成します。

(4) 学校図書館や公共図書館を利用した様々な言語活動の取組 【新規】

授業の中で図書館を利用することやビブリオバトル、ブックトーク、ポップ、帯づくり等の言語活動を通じた学習活動を行うことで、読書指導の充実を目指します。

2 学校図書館の環境整備

(1) 必読書、推薦図書のコーナーの設置推進 【継続】

おすすめの図書を展示し、児童生徒が自ら本に手を伸ばす環境を作ります。

	現状		目標
	H30年度	R元年度	
実施小学校	90.4%	94.2%	100%
実施中学校	78.9%	78.9%	

(2) 学校図書館だよりの発行 【継続】

読書へのきっかけづくりとして、学校図書館だよりを発行します。従来は教職員による発行のみでしたが、児童生徒やボランティアとも協力し、発行していきます。

	現状		目標
	H30年度	R元年度	
実施小学校	9.6%	11.5%	70%
実施中学校	47.4%	42.1%	

(3) 学校図書館の終日開館 【新規】

職員や児童生徒またはボランティアによる学校図書館の終日開館を目指し、児童生徒が自由に学校図書館を利用できるように努めます。

	現状		目標
	H30年度	R元年度	
実施小学校	66.7%	62.7%	80%
実施中学校	58.8%	55.6%	

(4) 学校図書館全体計画の策定 【継続】

読書活動を推進するために、各学校において学校図書館全体計画を作成します。

	現状		目標
	H30年度	R元年度	
実施小学校	51.9%	53.8%	70%
実施中学校	57.9%	57.9%	

(5) 特別非常勤講師の配置 【継続】

読み聞かせの専門家やグループを学校に招き、児童に読書の楽しさを伝えます。

	現状		目標
	H30年度	R元年度	
特別非常勤講師による 読書活動時間	39時間	56時間	継続

3 学校図書館の活用を推進していくための人員配置等の推進

(1) 司書教諭の配置等 【継続】

司書教諭の配置を引き続き進めるとともに、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌の配慮等の工夫をします。

(2) 学校司書の配置促進 【拡充】

学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するためには、学校図書館の職務に従事する学校司書の配置が必要であり、今後も引き続き、学校司書の適切な配置の実現に努めていきます。

第6節 市民図書館における子供の読書活動の推進

図書館は、子供が自分の読みたい本を豊富な図書の中から選択したり、読み聞かせやおはなし会のなどのイベント等に参加したりすることで、読書の楽しさを知り、創造性や読解力を身に付けていく上で、大きな役割を担っています。

市民図書館では、子供がいつでも気軽に読書に親しむことができる環境づくりに努めます。

1 ヤングアダルト向けの読書環境の整備 【新規】

アンケートでは、地域の図書館を月に1回以上利用する割合が、小学5年生30.8%（全国51.9%）、中学2年生10.0%（全国40.9%）、高校2年生8.4%（全国24.9%）でした。

年齢が上がるにつれて市民図書館の利用頻度が低いことから、市民図書館ではヤングアダルト向けの蔵書の充実や図書に関する情報発信を行うなど、ヤングアダルト層が利用しやすい図書館を目指していきます。



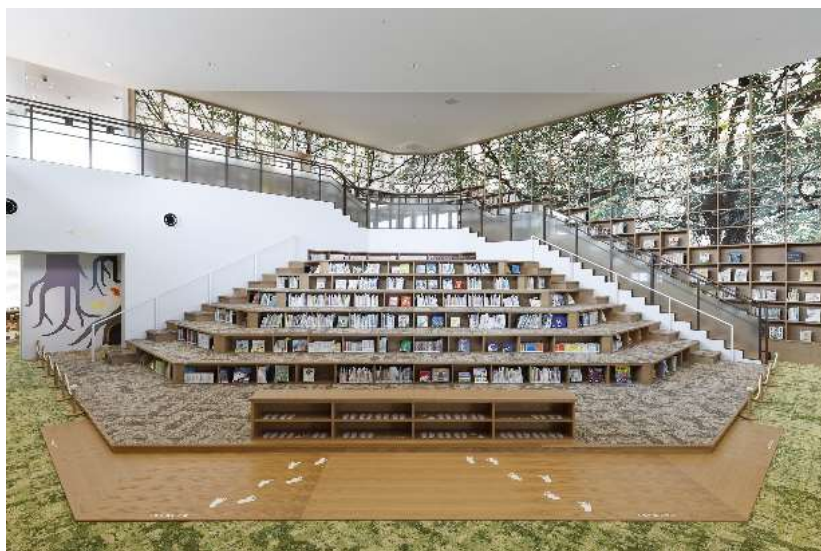
ヤングアダルト向けの コーナー設置	現状		目標
	H30年度	R元年度	蔵書の充実と 展示の工夫
	なし	2階に設置	

ヤングアダルト向けの 資料の情報発信	現状		目標
	H30年度	R元年度	特集コーナーの更新 4回
	3回	一部開館の ため未実施	

2 児童サービスの展開と充実

(1) 独立した子供のフロアの設置 【新規】

市民図書館では、4階を「こどもとしょかん」として独立させ、子供が多くの本に触れることができる環境づくりを整備しました。本に囲まれながら読書を楽しみ、定期的なお話し会等の開催や関係機関と連携した様々な事業を通して、読書に親しむ機会の充実を図ります。



子供フロアの設置	現状		目標
	H30年度	R元年度	蔵書の充実と イベントの充実
	1階児童室	4階に「こどもとしょかん」設置	

(2) ホームページ等による情報発信 【継続】

市民図書館ホームページ等でイベント情報を随時更新するとともに、新しく購入した児童書の紹介を行うなど、情報発信の充実を図ります。

(3) おすすめ図書の紹介 【継続】

小学生向けのおすすめの図書や新着図書を「こども市報」に掲載し、図書館内では、季節ごとの関連図書を様々な工夫しながら展示紹介していきます。



「いっしょにあそぼ」
季節に応じたあそびや、家あそびなどに関した本を集めて展示しています。

(4) 児童書の充実 【継続】

新刊本のほか、買い替えが必要な資料も、計画的に購入していきます。また、利用傾向の変化に対応できるよう定期的に利用状況を確認します。

児童書の蔵書数	現状		目標
	H30年度	R元年度	継続
	153,000冊	171,000冊	

(5) 図書館職員やボランティアによるお話し会等の開催 【継続】

図書館職員やボランティアによるお話し会を定期的に行い、親子で本の魅力に触れる機会を促進します。

赤ちゃんお話し会 (0～2歳対象)	現状		目標
	H30年度	R元年度	継続
	78回 1,370人	57回 861人	

※令和元年度は西分館のみ実施

幼児・小学生お話し会	現状		目標
	H30年度	R元年度	継続
	70回 847人	31回 233人	

※令和元年度は西分館のみ実施

(6) 子どもビデオシアターの開催 【継続】

図書館利用につながるよう効果的な上映を行います。

子どもビデオシアターの 実施回数	現状		目標
	H30年度	R元年度	「こどもシネマ」として
	10回	未実施	継続

※令和元年度は新館移転準備のため未実施

(7) 移動図書館の充実 【継続】

近くに図書館がない環境の子供が本を手にとって自由に選べる読書環境を整えるため、移動図書館の利用を促進します。

(8) 障害のある子供への読書支援 【継続】

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が令和元年6月に公布、施行されました。障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目

的としています。障害のある子供が豊かな読書活動を体験できるよう、環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等を進めます。

第7節 各関係機関・団体等の連携における子供読書活動の推進

1 市民図書館と学校の連携 【拡充】

子供の読書活動を推進するためには、学校図書館の活性化が必要であることから、市民図書館と学校図書館との連携を強化します。

(1) 学校図書館への図書館司書による読書活動支援 【新規】

図書館司書が、各学校の学校図書館担当者やボランティアの要望に応じた研修を令和2年度から開始しました。研修や講習会の実施により学校図書館の活性化を支援します。

(2) 団体貸出配本支援制度の利用促進 【新規】

学校図書館の蔵書不足を補い子供の読書活動を支援するために、市民図書館から学校へ本を届ける「配本制度」を創設し、令和2年6月から開始しました。

利用校数	現状		目標
	H30年度	R元年度	
	未実施	創設	10校

(3) 団体貸出制度の推進 【拡充】

学校や若竹学級等でより多く利用してもらえるように、要望がある本を収集し、充実を図ります。

利用団体数	現状		目標
	H30年度	R元年度	
	28団体	22団体	35団体

※令和元年度は新館移転準備のため6月以降は西分館のみ実施

(4) 図書館見学の受入れ 【拡充】

学校からの要望を受けて図書館見学の受入れを行います。



新築移転した市民図書館の施設案内や、屋上での飲食ができるスペース及び学習室の拡大により、一日中利用できる滞在型の図書館利用を周知します。

実施校数	現状		目標（校数）
	H30年度	R元年度	
	3校	3校	10校

※令和元年度は西分館のみ実施

（5）図書館職場体験の受入れ 【拡充】

実施校数	現状		目標（校数）
	H30年度	R元年度	
	4校	1校	7校

※令和元年度は伏虎義務教育学校から新館開館準備作業協力

2 市民図書館とボランティアの連携 【拡充】

ボランティアとの連携により各種イベントを実施します。

（1）各種行事の実施

ボランティアと連携し、読み聞かせ、昔話の伝承、おりがみ教室等の行事を開催します。

読み聞かせ	現状		目標
	H30年度	R元年度	
	168回	105回	継続

※令和元年度は西分館のみ実施

昔話の伝承	現状		目標
	H30年度	R元年度	
	24回	9回	継続

※令和元年度は西分館のみ実施

親と子のおりがみ教室	現状		目標
	H30年度	R元年度	
	13回	未実施	継続

※令和元年度は新館移転準備のため未実施

(2) 講座・講演会等の開催 【拡充】

これまで図書館を利用しなかった子供達が図書館に来館するきっかけ作りとなるようなイベントを企画し開催します。

講座・講演会・朗読会 等の開催回数	現状		目標
	H30年度	R元年度	
	7回	未実施	10回

※令和元年度は新館移転準備のため未実施

3 学校図書館とボランティアの連携 【継続】

保護者やボランティアと連携し、図書整理や破損本の修理、図書展示作業などを協力してもらうことで学校図書館の活性化を図ります。

4 市民図書館と保健センターの連携 【新規】

乳児期からの読み聞かせを普及啓発するため、市民図書館と保健センターが協力してブックスタート事業[※]の実施を推進します。

ブックスタート事業の実施	現状	今後の計画
		月2回の4カ月健診時に実施

5 市民図書館と児童館や若竹学級の連携 【継続】

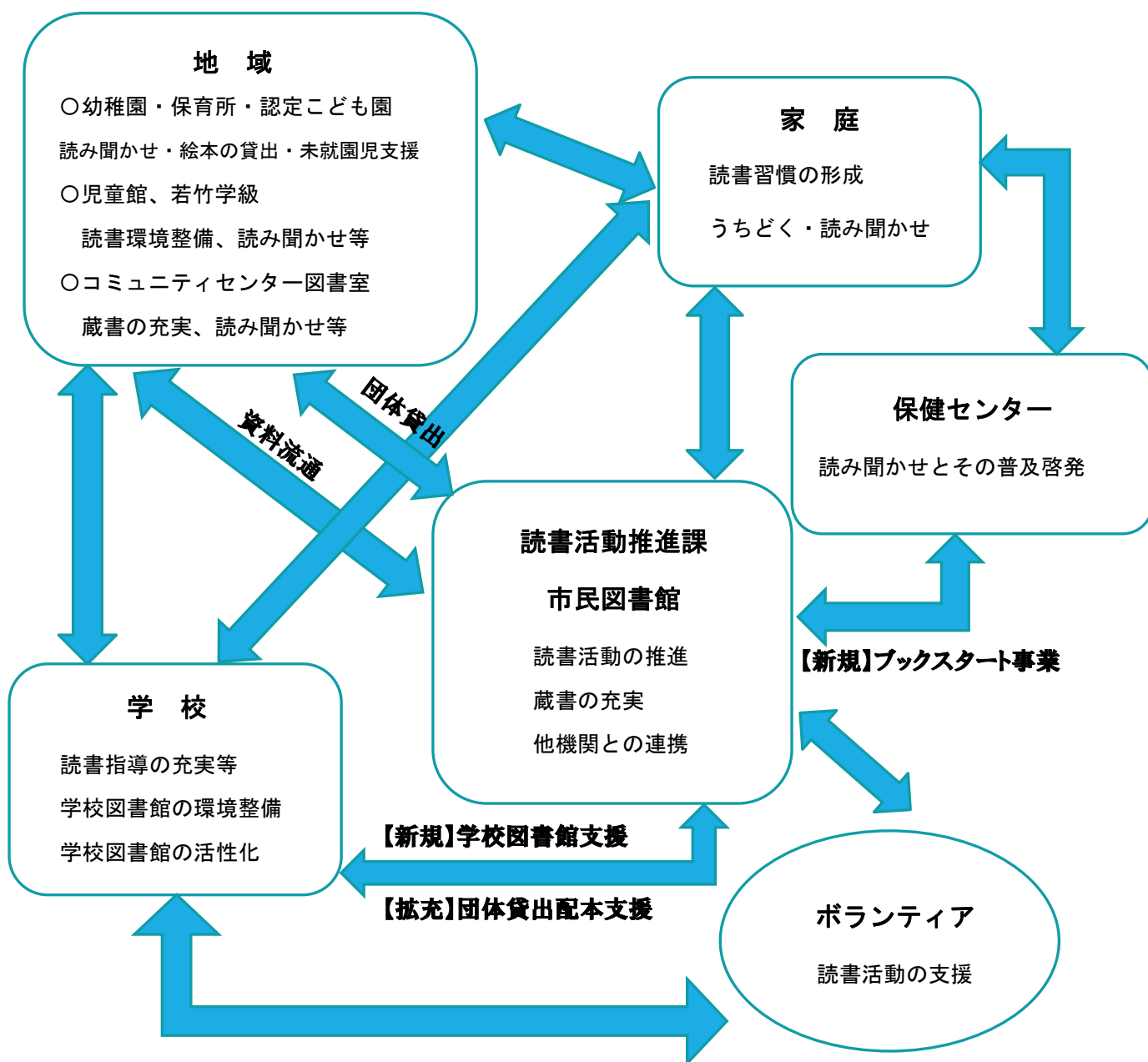
児童館や若竹学級では、市民図書館からの団体貸出配本制度の利用や移動図書館の利用を行い、読書活動の推進に努めます。

※ブックスタート事業とは、地域に生まれたすべての赤ちゃんに絵本を手渡すことで、絵本を開く楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする取組です。

第6章 計画の推進体制

子供の読書活動を推進するためには、関係機関や団体等との連携・協力が不可欠であることから、関係機関による「和歌山市子ども読書活動推進委員会」を継続し、和歌山市子供読書活動推進計画の策定及び施策の総合的な推進を図ります。さらに同計画の進捗状況の把握と評価を行っていきます。

重点施策と関係機関ネットワーク図



アンケート・資料編

和歌山市子供読書活動推進計画アンケート調査の概要

●調査の目的

和歌山市における子供読書活動の現状を把握し、第二次和歌山市子供読書活動推進計画策定の基礎資料とし、今後の読書活動推進の取組に活かすため実施した。

●実施時期

平成30年1月

●調査方法

市内に所在する市立・県立・国立・私立の小学校60校、中学校32校、高校18校の児童・生徒とその保護者に対し、調査票を配布し集計を行った。

●対象

小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者。配布・回収状況は次のとおりである。

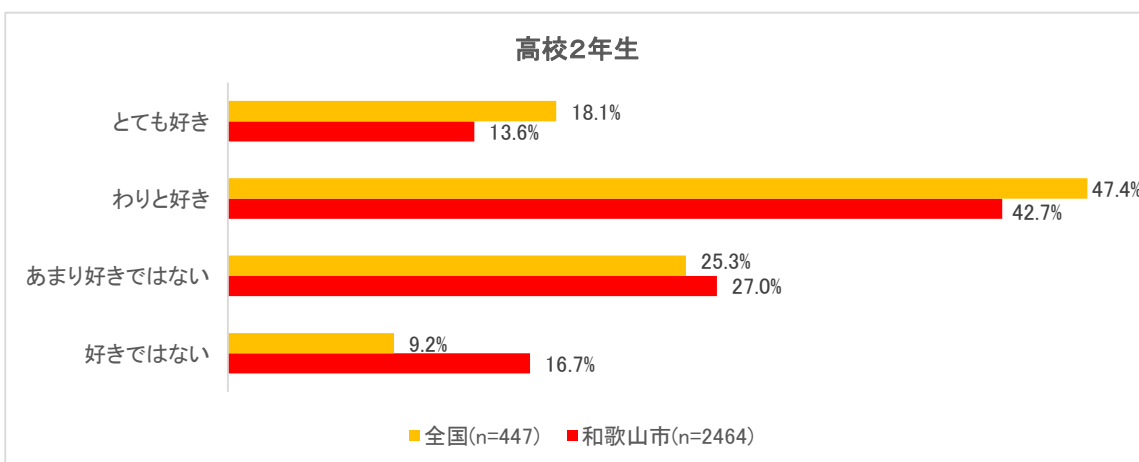
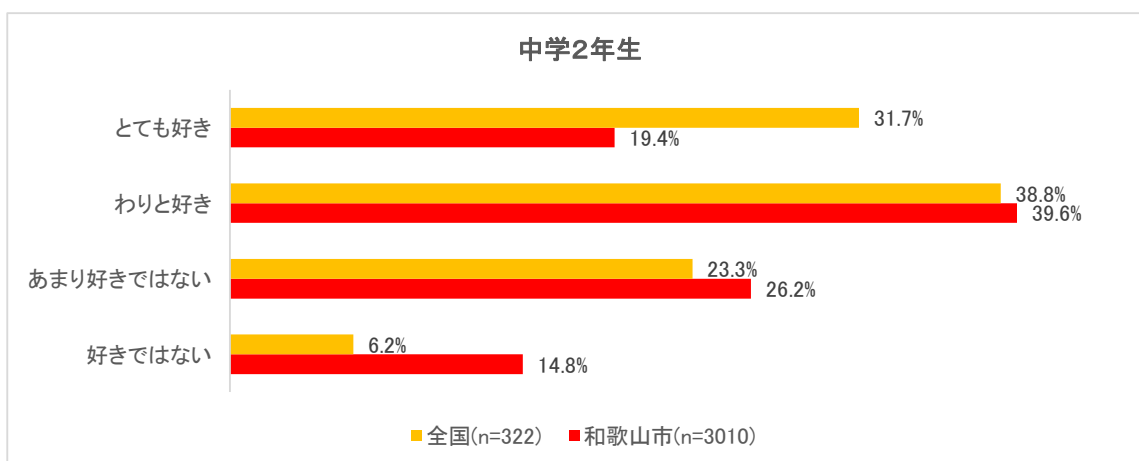
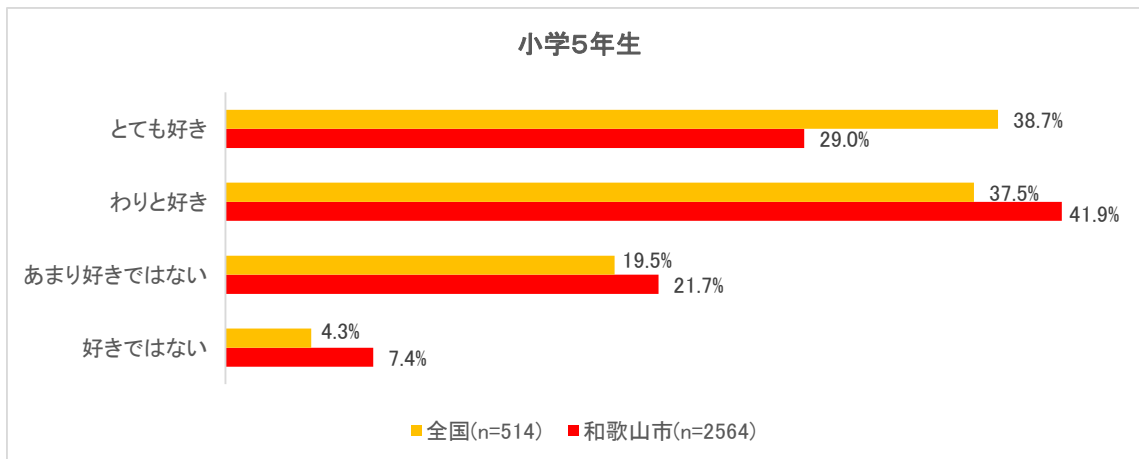
		配布数	回収数	回収率
児童・生徒	小学5年生	3,041	2,605	85.7%
	中学2年生	3,608	3,096	85.8%
	高校2年生	3,056	2,481	81.2%
保護者	小学5年生	3,012	2,199	73.0%
	中学2年生	3,073	1,749	56.9%
	高校2年生	1,674	403	24.1%

和歌山市子供読書活動推進計画アンケート結果

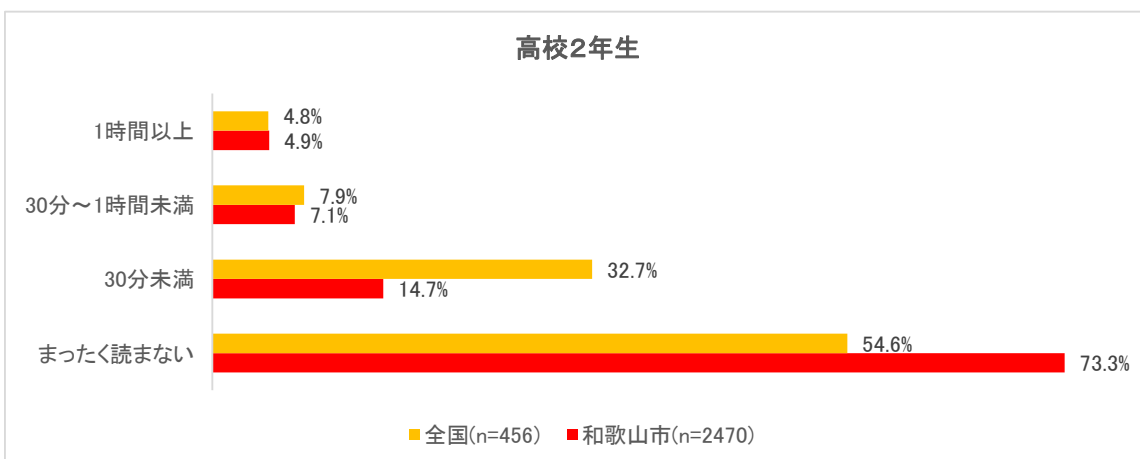
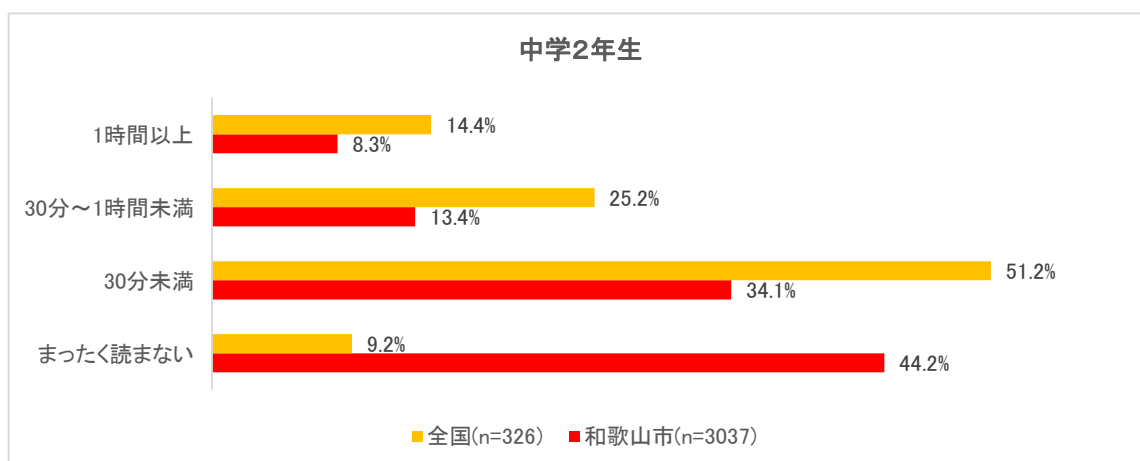
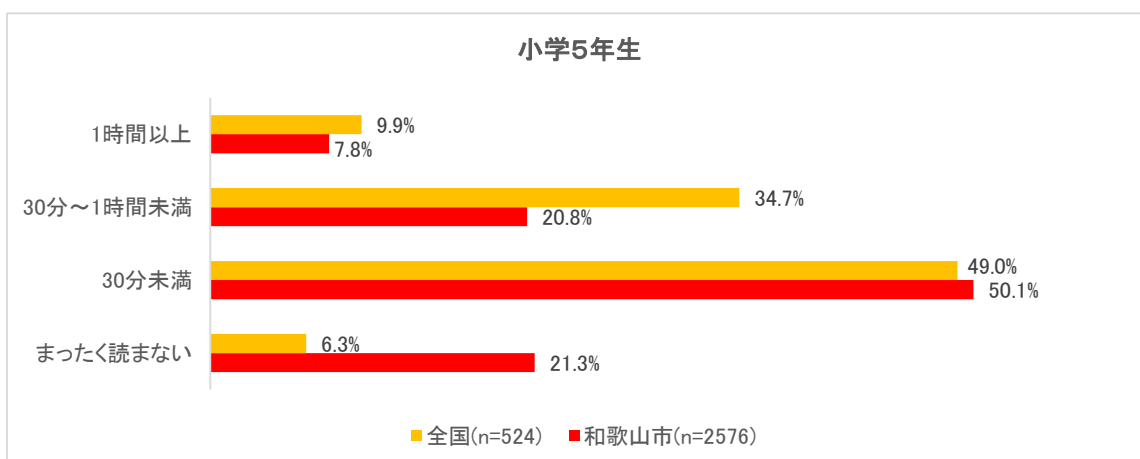
n = 有効回答数

小・中・高校生アンケート結果

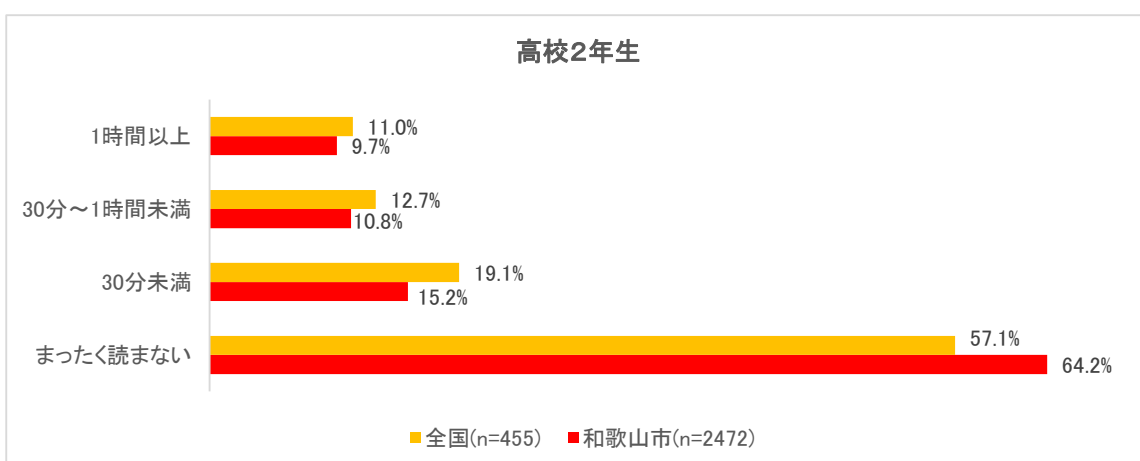
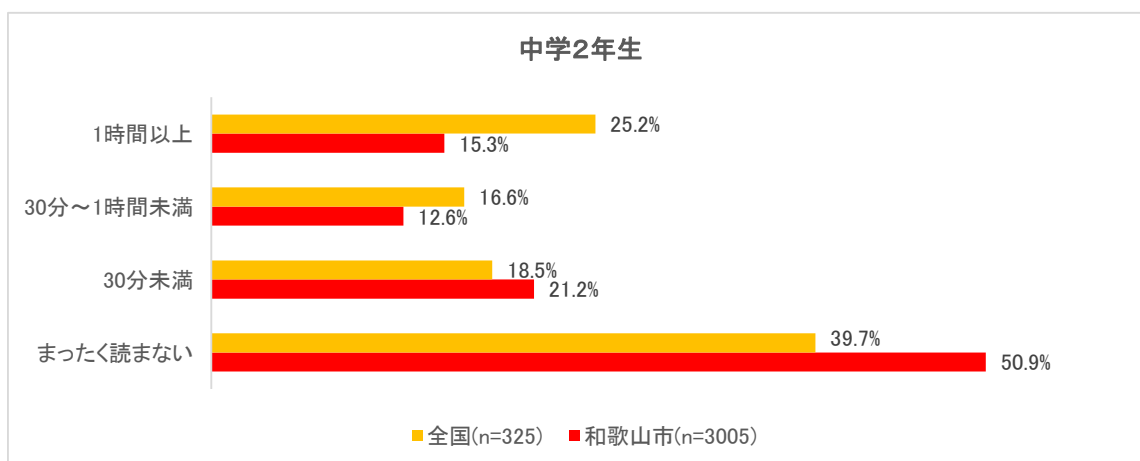
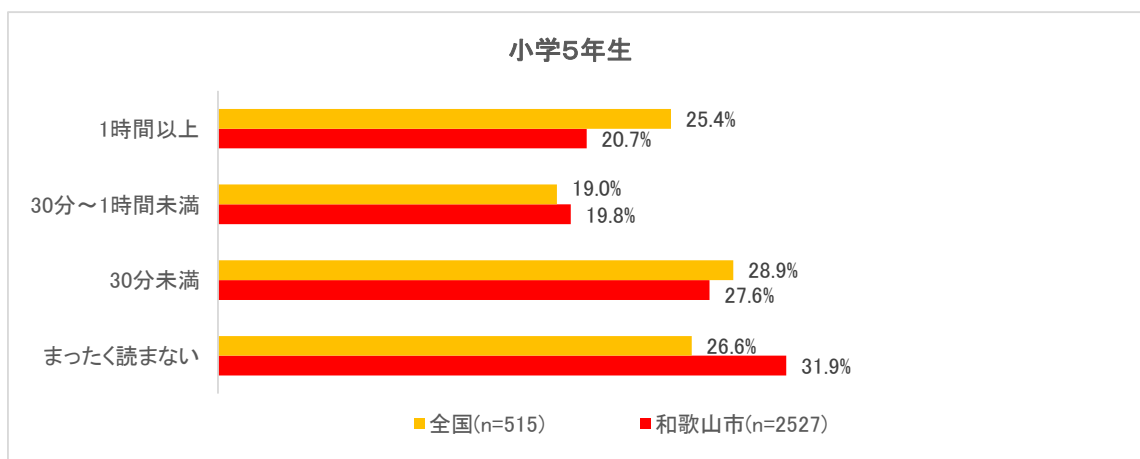
問1:あなたは読書が好きですか



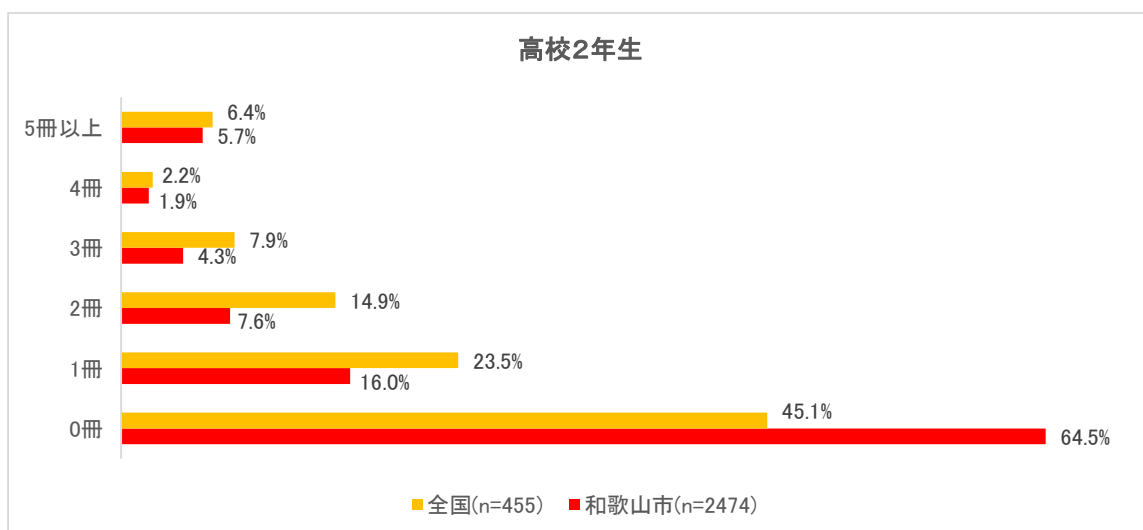
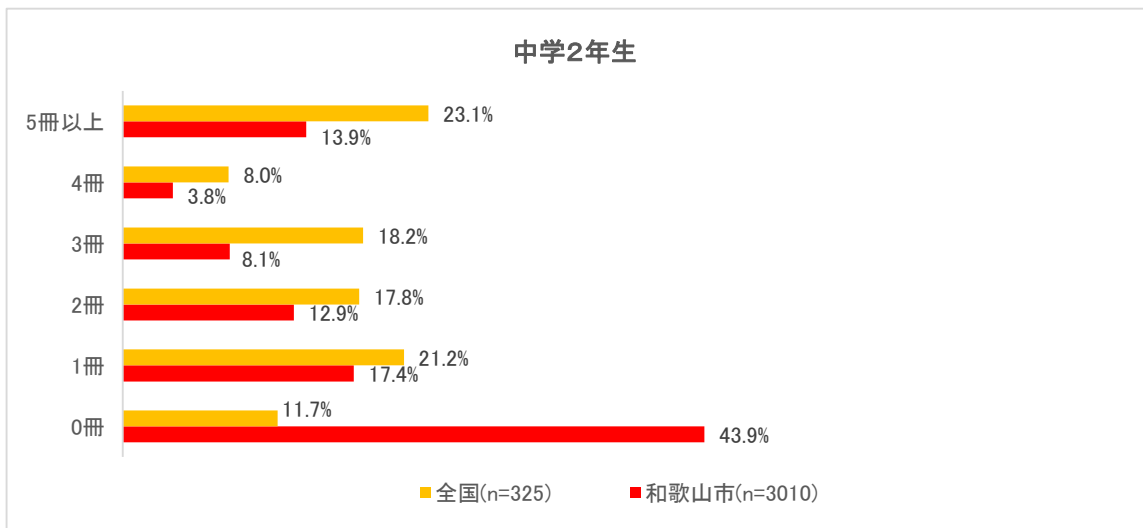
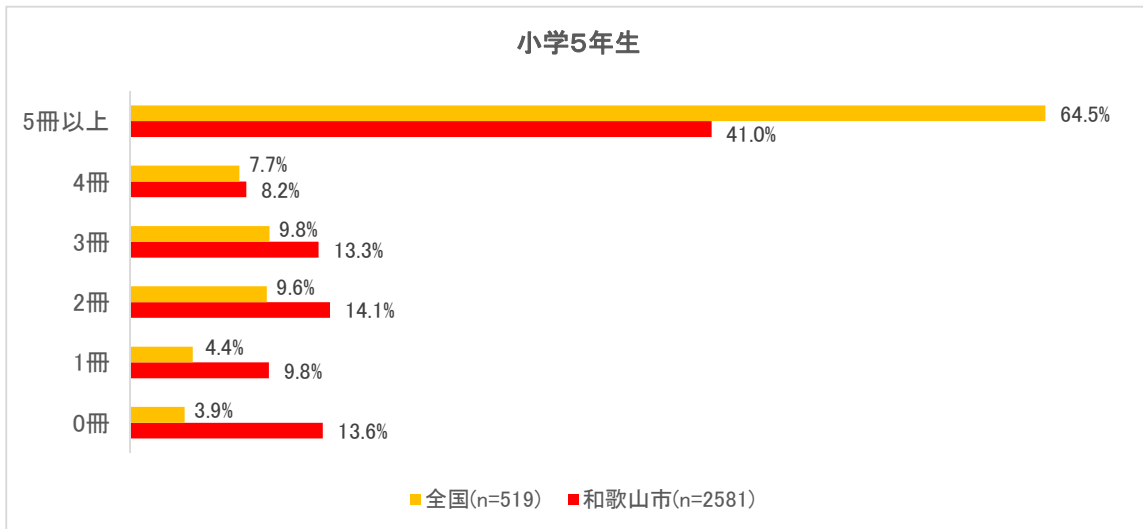
問2:あなたは1日にどれぐらい本を読んでいますか。(学校のある日)



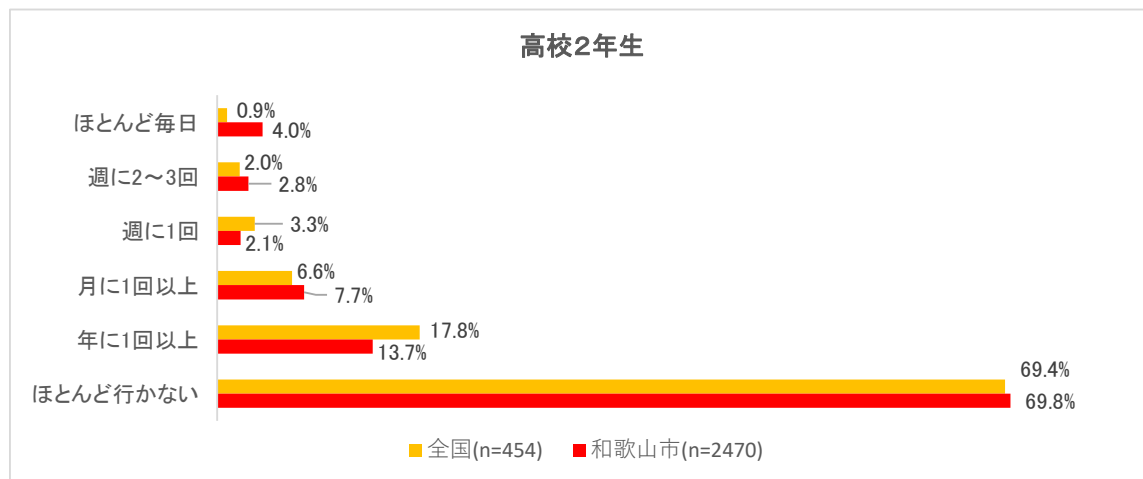
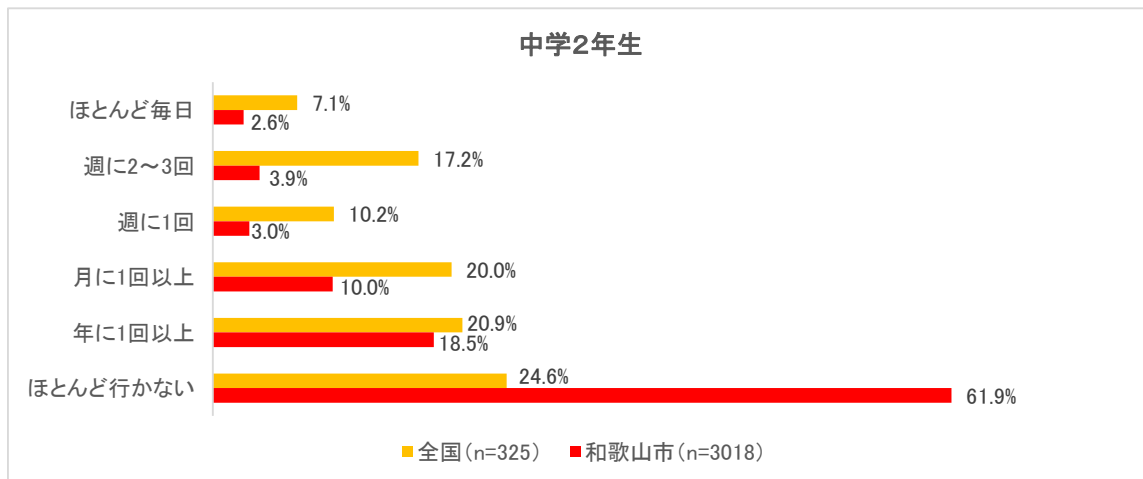
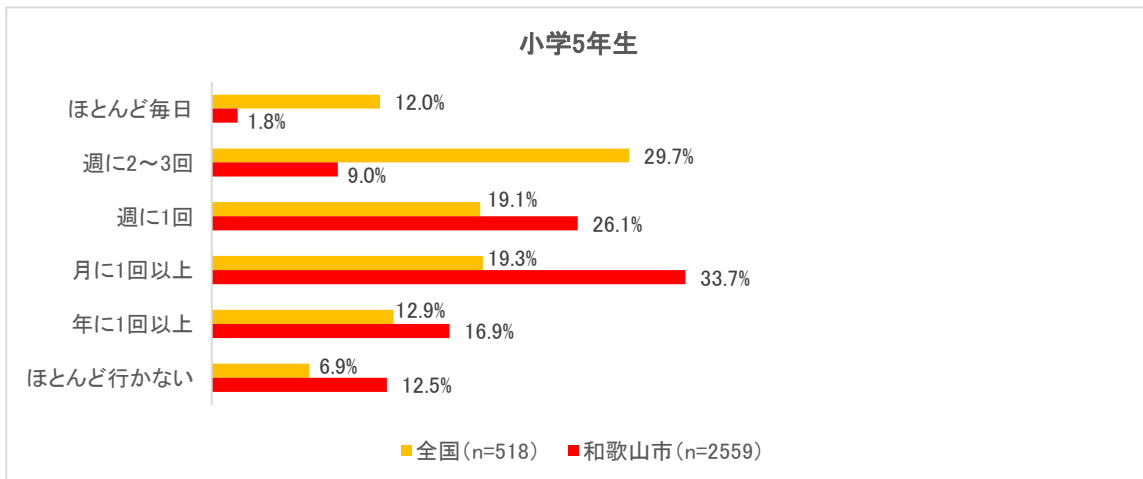
問3:あなたは1日にどれぐらい本を読んでいますか。(学校のない日)



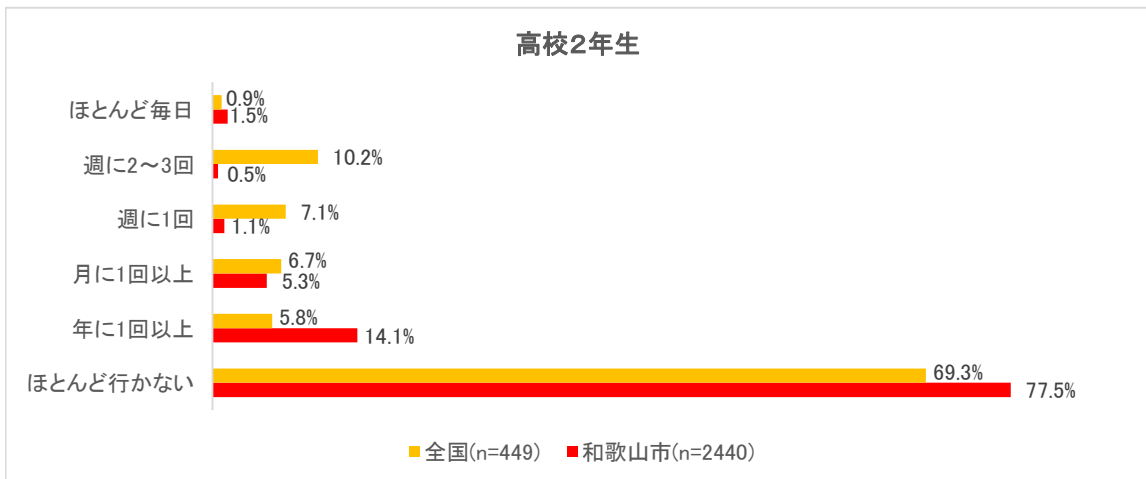
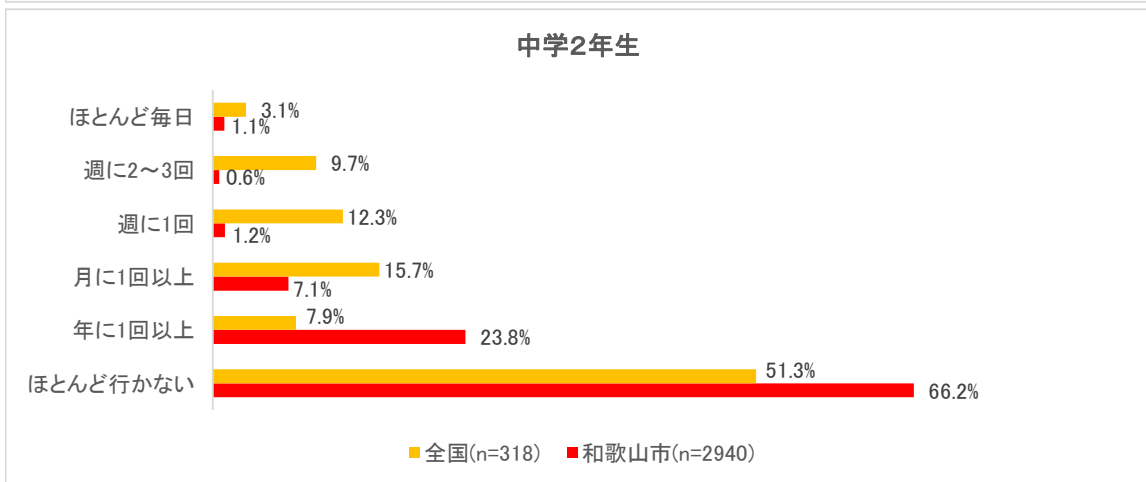
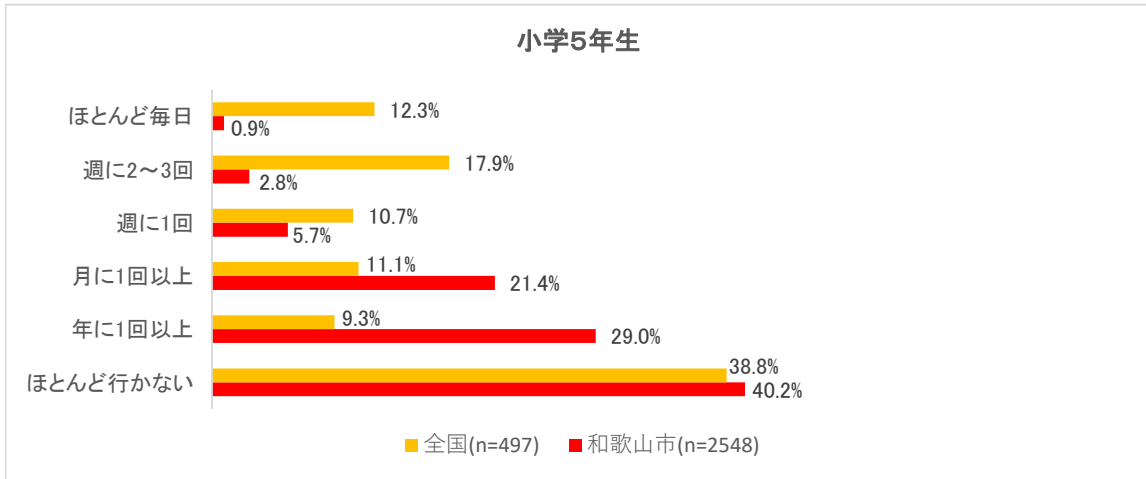
問4：あなたは最近1カ月間に何冊本を読みましたか。



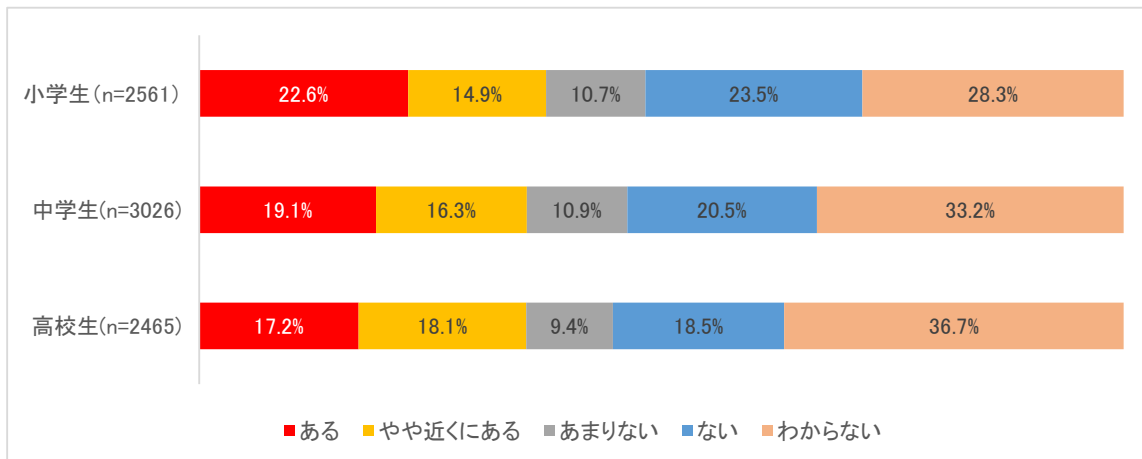
問5: あなたは学校の図書館(図書室)をどれぐらい利用しますか。



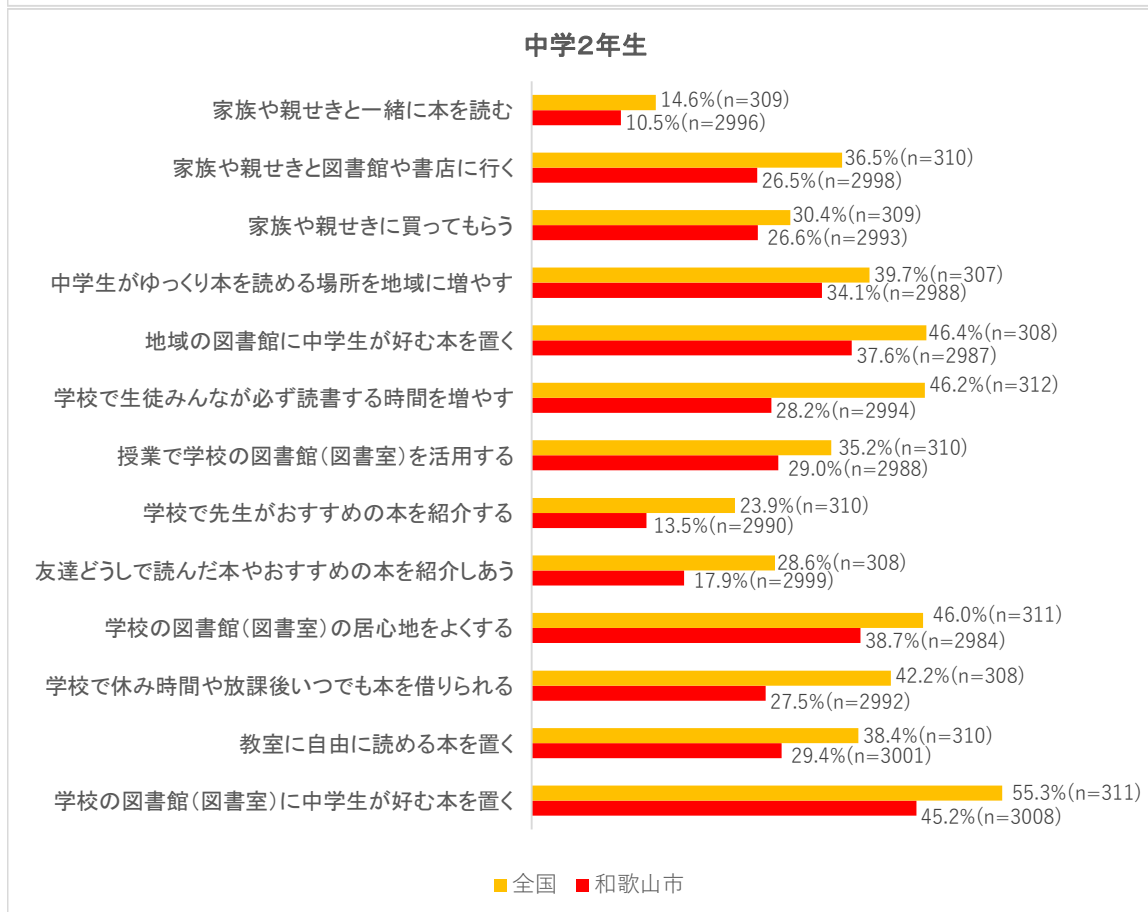
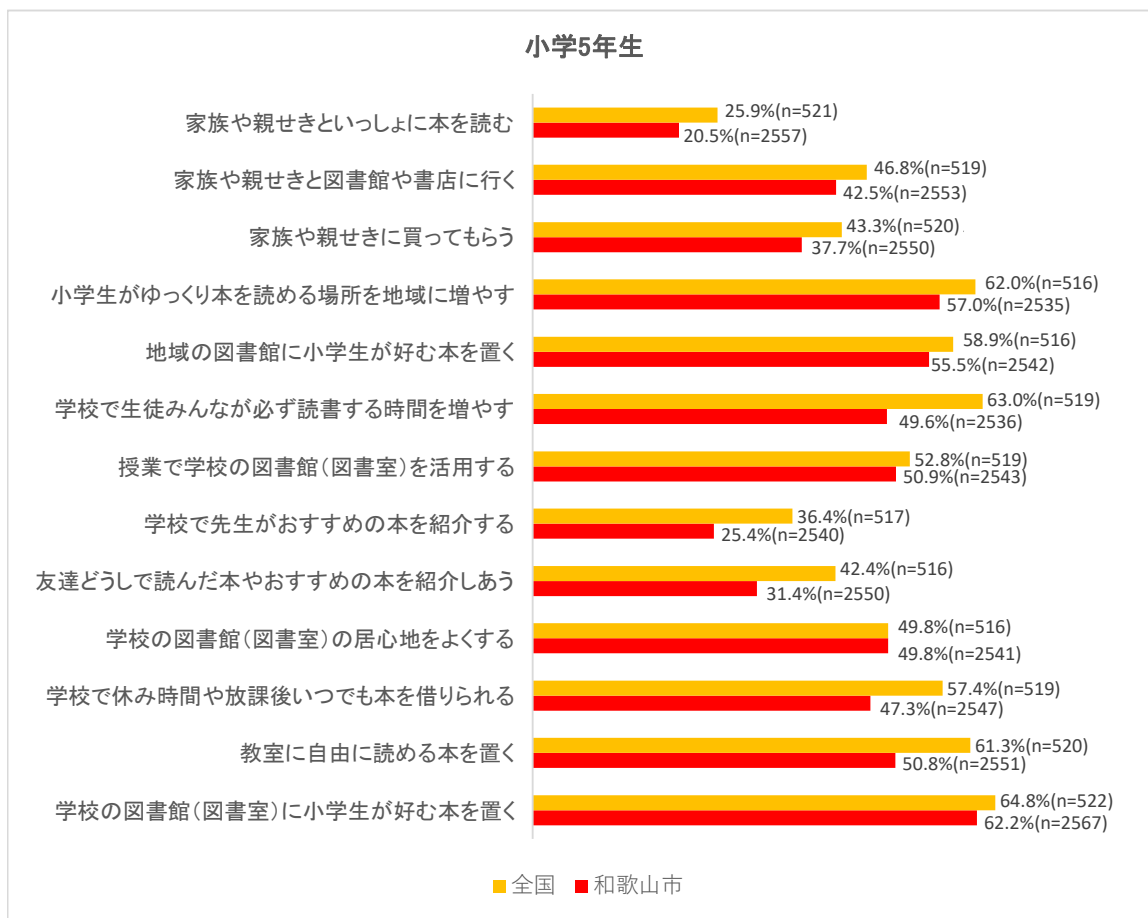
問6: あなたは地域の図書館をどれぐらい利用しますか。



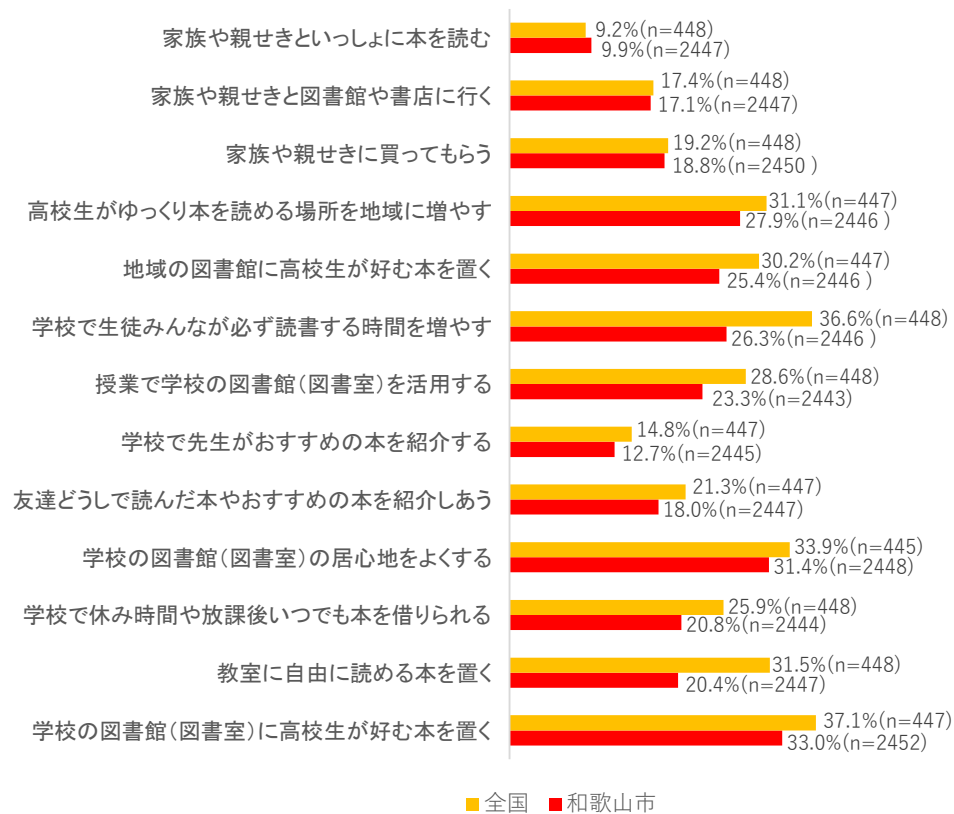
問7: あなたの住んでいる家の近くに本を読める場所がありますか。(和歌山市のみ)



問8：あなたはどのようにすればもっと本を読みたくなるとおもいますか。

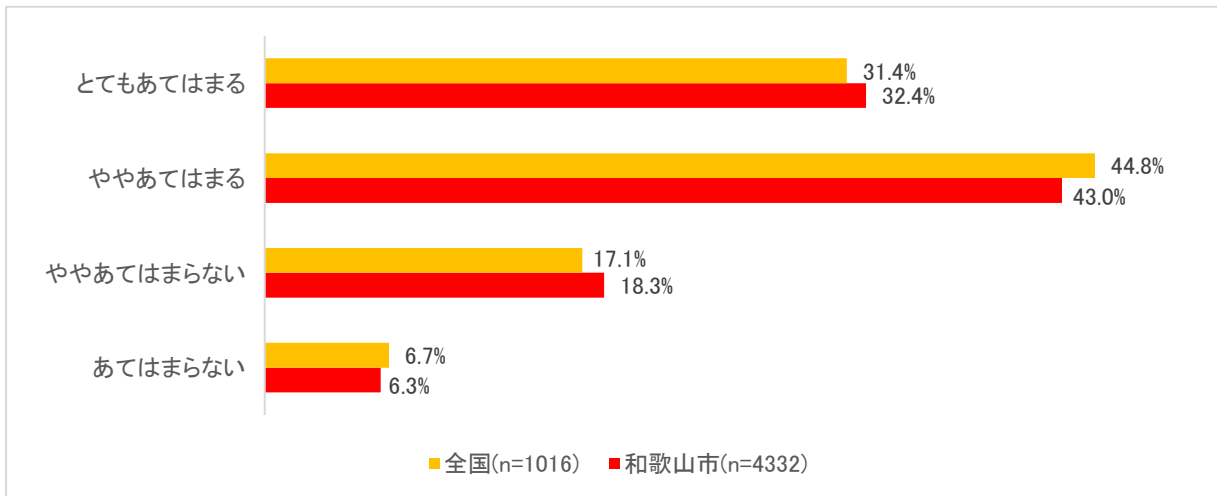


高校2年生

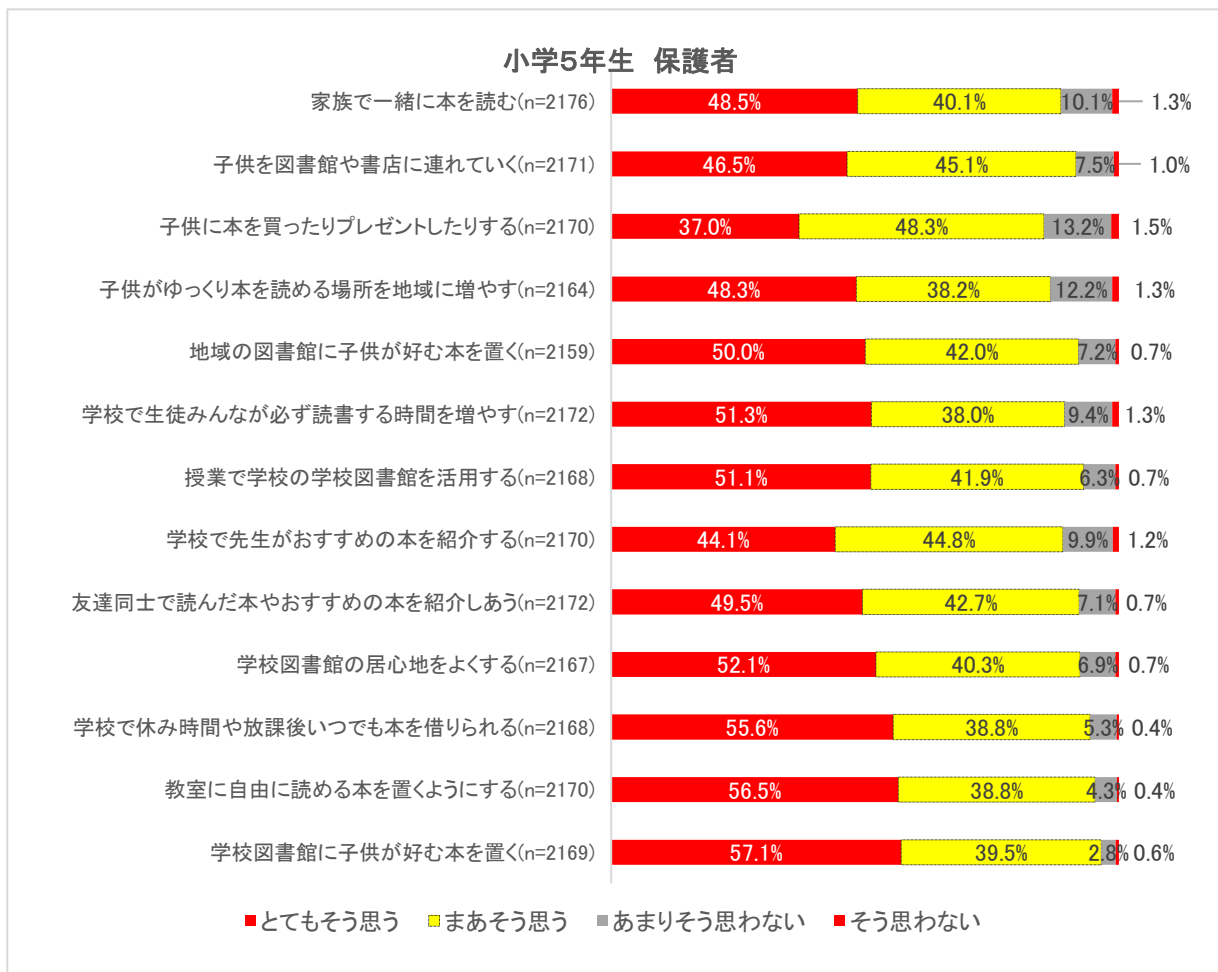


小・中・高校生 保護者アンケート結果

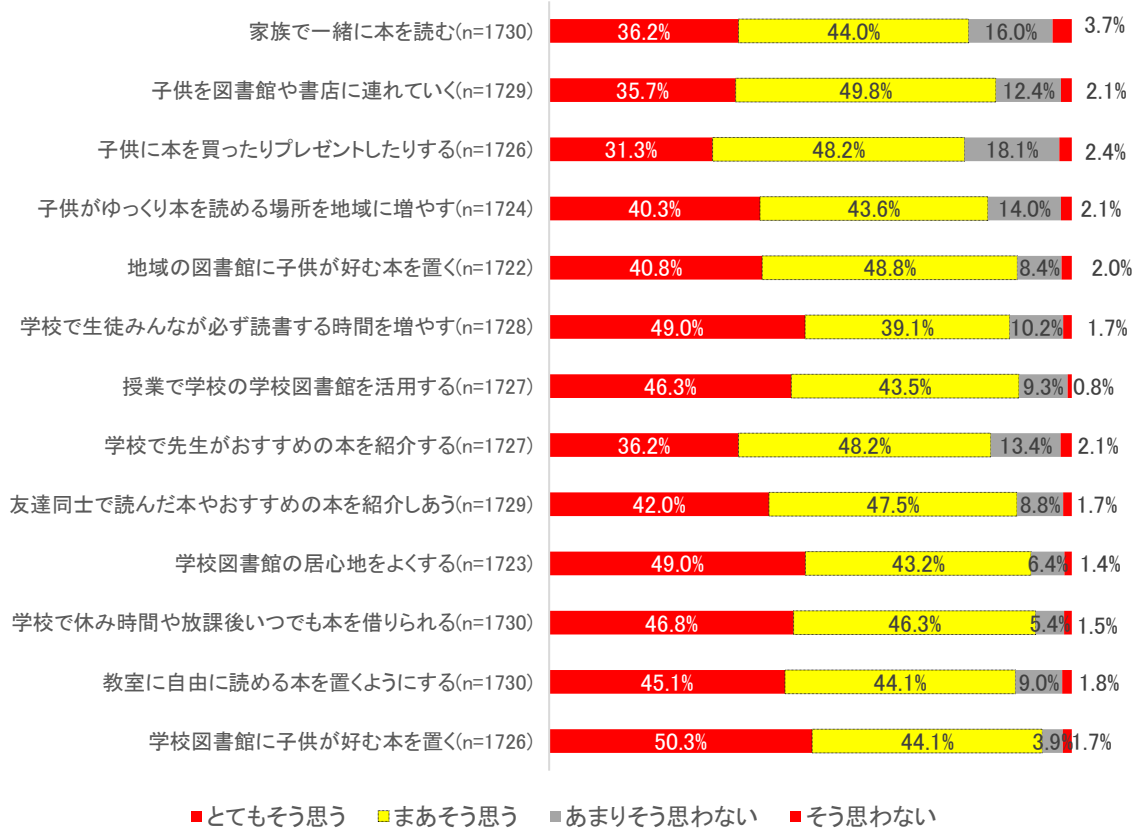
問1:あなたは、子供が就学前、絵本等の読み聞かせをしましたか。



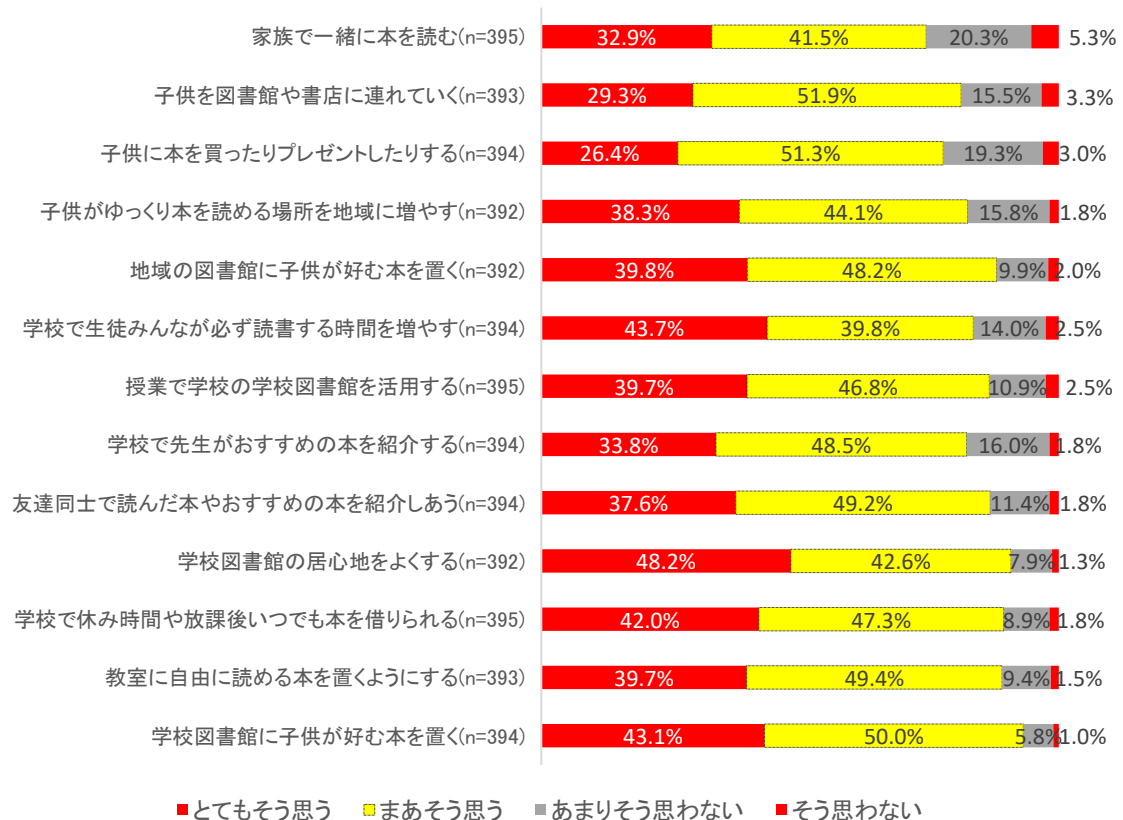
問2. 子供がもっと本を読むようにするには、どのようなことが有効と思いますか。



中学2年生 保護者



高校2年生 保護者



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

和歌山市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき和歌山市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の策定、及び施策の総合的な推進を図るため、和歌山市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進計画の進捗状況の把握と評価に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。

2 委員長は教育学習部長、副委員長は読書活動推進課長の職を占める者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる課の課長の職を占める者をもって充てる。ただし読書活動推進課にあつては班長の職を占める者をもって充てる。

- (1) 教育政策課
- (2) 学校教育課
- (3) 教職員課
- (4) 青少年課
- (5) 生涯学習課
- (6) 読書活動推進課
- (7) 子育て支援課
- (8) 保育こども園課
- (9) 地域保健課

4 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が、必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会の会議に出席させ、又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会が必要とする計画原案の作成及び調査研究を行わせるため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員により構成する。

3 部会長は読書活動推進課に属する職員のうちから、部会員は第3条第3項各号に掲げる課の職員のうちから、委員長が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、読書活動推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する

第二次和歌山市子供読書活動推進計画

発行年月 令和3年3月

発行 和歌山市

編集 和歌山市教育委員会

教育学習部 読書活動推進課

〒640-8511 和歌山市七番丁2-3番地

電話 073-432-0001 (代表)